那霸市公報

第1735号

毎月2回 1, 15日発行 発 行 所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

○那覇市道路占用料徴収条例施行規則(道路管理課)・・・・・・・・・・ 1404
○那覇市会計規則の一部を改正する規則(出納室)・・・・・・・・1408
○那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(人事課)・・・・・・ 1415
○那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1421
○那覇市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則(人事課)・・・ 1424
○那覇市母子保健法施行細則の一部を改正する規則(地域保健課)・・・・・・ 1425
◇告 示◇
○建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の指定について(建築指導課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○投票資格者名簿の閲覧について(選挙管理委員会)・・・・・・・1430
○投票所について(選挙管理委員会)・・・・・・・・1431
○投票管理者又はその職務代理者の氏名等について(選挙管理委員会)・・・・・1434
○期日前投票所について(選挙管理委員会)····· 1437
○期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の氏名等について (選挙管理委員会)・・・・・・・・・・・・・・・・・1438
○開票の場所及び日時について(選挙管理委員会)・・・・・・・・1440
○開票管理者及びその職務を代理すべき者の氏名等について(選挙管理委員会) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1440
○開票立会人決定のくじを行う場所及び日時について(選挙管理委員会)・・・ 1441

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について (保護管理課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1442
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について (保護管理課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1443
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について (保護管理課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1444
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について (保護管理課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1445
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について(保護管理課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
◇公 告 ◇
◇公 告◇ ○一般国道 506 号新設工事(小禄道路・沖縄県那覇市字鏡水箕隅原地内から豊見城市字名嘉地屋無垣原地内まで)及びこれに伴う一般国道付替工事に係る写しの縦覧(道路建設課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○一般国道 506 号新設工事(小禄道路・沖縄県那覇市字鏡水箕隅原地内から豊見城 市字名嘉地屋無垣原地内まで)及びこれに伴う一般国道付替工事に係る写しの縦覧
○一般国道 506 号新設工事(小禄道路・沖縄県那覇市字鏡水箕隅原地内から豊見城市字名嘉地屋無垣原地内まで)及びこれに伴う一般国道付替工事に係る写しの縦覧(道路建設課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○一般国道 506 号新設工事(小禄道路・沖縄県那覇市字鏡水箕隅原地内から豊見城市字名嘉地屋無垣原地内まで)及びこれに伴う一般国道付替工事に係る写しの縦覧(道路建設課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
 ○一般国道 506 号新設工事(小禄道路・沖縄県那覇市字鏡水箕隅原地内から豊見城市字名嘉地屋無垣原地内まで)及びこれに伴う一般国道付替工事に係る写しの縦覧(道路建設課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
 ○一般国道 506 号新設工事(小禄道路・沖縄県那覇市字鏡水箕隅原地内から豊見城市字名嘉地屋無垣原地内まで)及びこれに伴う一般国道付替工事に係る写しの縦覧(道路建設課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
 ○一般国道 506 号新設工事(小禄道路・沖縄県那覇市字鏡水箕隅原地内から豊見城市字名嘉地屋無垣原地内まで)及びこれに伴う一般国道付替工事に係る写しの縦覧(道路建設課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○那覇市役所本庁舎消防用設備保守点検業務委託の制限付一般競争入札の実施について(長期継続契約)(管財課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1469
○那覇市役所本庁舎エスカレーター保守点検業務委託の制限付一般競争入札の実施 について(長期継続契約)(管財課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1472
○那覇市役所本庁舎エレベーター保守点検業務委託の制限付一般競争入札の実施に ついて(長期継続契約)(管財課)・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1475
○那覇市役所本庁舎空調設備保守点検業務委託の制限付一般競争入札の実施について(長期継続契約)(管財課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○那覇市役所真和志庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託の入札の実施について (長期継続契約)(管財課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・1482
○平成 31 年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託に係る入札の実施について (法制契約課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1485
○那覇市保健所空調設備保守管理業務の入札の実施について(保健総務課) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1491
○那覇市保健所施設環境衛生管理業務委託の入札の実施について(保健総務課) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1493
◇消防局訓令◇
○那覇市消防安全衛生管理規程の一部を改正する訓令・・・・・・・・・ 1495
○那覇市消防吏員被服貸与規程の一部を改正する訓令・・・・・・・・ 1499
○那覇市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令・・・・・・・・ 1513

規則

那覇市規則第2号 平成31年2月15日 公 布 済

那覇市道路占用料徴収条例施行規則をここに公布する。

那覇市道路占用料徵収条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市道路占用料徴収条例(1966年那覇市条例第11号。以下「条 例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(占用料の減免)

- 第2条 条例第4条の規定により占用料を減免する額は、別表に掲げる区分に応じ、 それぞれ同表に定める額とする。この場合において、減免する額に1円未満の端 数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 前項に規定する減免の申請は、道路占用料減免申請書によるものとする。 (占用料の還付)
- 第3条 条例第5条第1項の規定による占用料の還付の申請は、道路占用料還付申請書 に市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

(様式)

第4条 第2条第2項の道路占用料減免申請書及び前条の道路占用料還付申請書の様 式は、市長が定める。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

占用物件			占用料を減免する額
1 条例第4条第1号から第7号までのいずれかに該当す			全額
	る占用物	件	
2	条例第	(1) 公共的団体又は電気事業法(昭和39	全額
	4条第8 年法律第170号)第2条第1項第17号の電		
	号に該 気事業者(同項第3号の小売電気事業者		

全額

全額

全額

全額

全額

全額

を除く。) 若しくは電気通信事業法(昭和 59年法律第86号)第120条第1項の認定電 気通信事業者(以下「認定電気通信事業 者」という。)が設ける架空の道路横断 電線及び各戸引込電線(認定電気通信事 業者が設けるものについては、電気通信 事業法第120条第1項の認定電気通信事 業(以下「認定電気通信事業」という。) の用に供するものに限る。)

- (2) 電気、電気通信(認定電気通信事業者 | が設けるもので、認定電気通信事業の用 に供するものに限る。)及び下水道の各 戸引込地下埋設管
- (3) 公共的団体が設ける水管及び下水道 管
- (4) カーブミラー
- (5) くず籠、花壇、掲示板等で、営利目 的がなく道路の美化及び公衆の利便に 著しく寄与するもの
- (6) 無線基地局(認定電気通信事業者が | 認定電気通信事業の用に供するために 設置するものに限る。)に附帯するアン テナ、配管及び配線
- (7) バス停留所標識、バス停留所に付随 | 全額 して設置されるベンチ、上屋及びバス待 合所
- (8) 電気事業者及び電気通信事業者が設 | 置する支柱及び支線
- (9) 電柱、電話柱、軌道柱、街灯、消火 条例で定める額に100

栓標識又はバス若しくは軌道の停留所 | 分の30を乗じて得た 標識に添加された広告(以下「添加広告」 額(添加広告のうち巻 という。)及び建物、塀その他道路区域 | 付広告については、条 外の工作物又は物件に添加された突出 | 例で定める額に100分 看板(道路区域内に突出する広告をい | の65を乗じて得た額) う。)のうち、表裏2面に表示しているも \mathcal{O} (10) 工作物等に添加する携帯電話等の |基地局1基当たり条例 小型の無線基地局及びこれに類する小 | で定める額に100分の 型の無線基地局 70を乗じて得た額 (11) 道路の上空に設置されている電線 条例で定める額に9分 類を撤去し道路の地下に埋設するため の8を乗じて得た額 に、占用許可を受けて地中に設ける電線 類(地下に設ける電線その他の線類とし て占用料を徴収するものを除く。)及び これらと一体不可分な物件 (12) 電線類が上空に設置されていない | 条例で定める額に9分 道路において、占用許可を受けて地中に の8を乗じて得た額 設ける電線類(地下に設ける電線その他 の線類として占用料を徴収するものを 除く。)及びこれらと一体不可分な物件 (13) 電線共同溝、キャブ等に設ける電線 |条例で定める額に100 分の20を乗じて得た 類(地下に設ける電線その他の線類とし て占用料を徴収するものに限る。) 額 (14) (13) の号に掲げる物件と一体不可 条例で定める額に9分 分な物件 の8を乗じて得た額 (15) アーケード並びに日よけ及び雨よ | 条例で定める額に100 け施設 分の80を乗じて得た 額(道路交通の利便に

第 1	7	3	5号	2019	(平成31)	年3.	月 1	\exists

那	覇	市	公	報
カロ	半月	111		ŦIX

	著しく寄与すると認
	めるものについては、
	占用料の全額)
(16) その他市長が特に必要があると認	市長が必要と認める
めたとき。	額

那覇市規則第3号 平成31年2月15日 公 布 済

那覇市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市会計規則(1971年那覇市規則第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(証拠書類の記載) 第7条 <u>現金出納の証拠となるべき書類(以下</u> 「証拠書類」という。)の文字は明確にし、記載する数字はアラビア数字を用い、首標金額を表示する場合においては、その頭初に「¥」の記号を併記しなければならない。 2 証拠書類は、改ざん又は <u>塗まつ</u> をしてはならない。 3 証拠書類の数字は、内訳を除くほか訂正することができない。	1次 第1章 総則 第1節 通則(第1条一第12条) 第2節 会計管理者の補助機関(第13条 一第19条) 第2章 収入(第20条一第43条) 第3章 支出(第44条一第79条) 第4章 指定金融機関(第80条一第82条) 第5章 歳入歳出外現金及び保管有価証券(第83条一第92条) 第6章 決算(第93条・第94条) 第7章 檢查(第95条一第101条) 第8章 雑則(第102条一第104条) 付則 (証拠書類の記載) 第7条 支出命令書、請求書その他の現金出納の証拠となるべき書類(以下「証拠書類」という。)の文字は明確にし、記載する数字はアラビア数字を用い、首標金額を表示する場合においては、その頭初に「¥」の記号を併記しなければならない。 2 証拠書類は、改ざん又は塗抹をしてはならない。 3 証拠書類の記載事項について訂正し、挿入し、又は削除しようとするときは、次に定めるところによらなければならない。 ただし、首標金額については、訂正し、挿入し、又は削除することができるようない。ただし、首標金額については、訂正し、挿入し、又は削除することができない。ただし、首標金額については、訂正し、挿入し、又は削除することができるよう。 (2) 訂正するときはその上部又は右側に正書し、挿入するときはこれを行う箇所を示すこと。

4 証拠書類に誤記、脱字等があったとき は、誤記は朱書をもって2線引き、その上 位に正書し、脱字は挿入し、おのおの証 印し、訂正削除した文字は明らかに読む ことができるようにしておかなければな らない。

(帳簿記載上の注意)

第11条 「略]

- 2 前項のほか、帳簿の記載に当たっては、 次の各号によらなければならない。
 - (1) 「略]
 - (2) 記入された事項又は金額の誤記訂 正は、その部分に朱2線を引き、その上 部に正書し証印して訂正すること。
 - (3) [略]

(出納員等の事務引継ぎ)

- 第19条 出納員、収納出納員及び収納取扱 員に異動があったときは、前任者が事務 引継書により、速やかに現金、書類、帳 簿その他の物件について後任者に引き継 ぎ、帳簿の最終記帳の次に引継年月日及 び引継完了の旨を記入し双方署名押印し なければならない。
- に出納員及び収納出納員は会計管理者 に、収納取扱員は所属収納出納員に、そ れぞれ引継書を提出しなければならな V
- 引継ぎをすることができないときは、会 計管理者又は出納員の命じた職員が前2 <u>項の規定による</u>事務の引継ぎをしなけれ

(3) 証拠書類に用いた印鑑で証印する こと。

(帳簿記載上の注意)

第11条 「略]

- 2 前項に定めるもののほか、帳簿の記載に 当たっては、次に定めるところによらな ければならない。
 - (1) 「略]
 - (2) 記入された事項又は金額について 訂正し、挿入し、又は削除しようとす るときは、第7条第3項本文の規定を準 用する。
 - (3) [略]

(出納員等の事務引継ぎ)

- 第19条 出納員、収納出納員及び収納取扱 員に異動があったときは、前任者が事務 引継書により、速やかに現金、書類、帳 簿その他の物件について後任者に引き継 ぎ、双方署名押印しなければならない。
- 2 前項の事務引継書においては、当該前任 者が帳簿への最終の記帳を行った箇所を 明らかにしなければならない。
- 2 前項の引継ぎを完了したときは、速やか 3 第1項の規定による引継ぎを完了したと きは、速やかに出納員及び収納出納員に あっては会計管理者に、収納取扱員にあ っては所属収納出納員に、それぞれ第1 <u>項の事務引継書</u>を提出しなければならな 11
- 3 前任者が死亡その他の事由により自ら 4 前任者が死亡その他の事由により自ら 引継ぎをすることができないときは、会 計管理者又は出納員の命じた職員が<u>前3</u> 項の規定に準じて事務の引継ぎをしなけ

4 第1項の引継ぎに際しては、会計管理者 5 第1項の規定による引継ぎに際しては、 はその指定する職員を立ち会わせること ができる。

(現金領収証書の交付の特例)

第26条 [略]

- 管理者が指定するものについては、現金 領収証書の交付を省略することができ る。
- 3 [略]
- 4 課長は、金銭登録機等による収納を開始 しようとするとき、又は第2項の規定によ る指定を受けようとするときは、事前に 会計管理者と協議しなければならない。

5 [略]

(収納取扱員の指定金融機関等への払込 4)

第27条 「略]

- る現金等については、収納取扱員はあら かじめ会計管理者の承認を得てこれを保 管し、数日分を取りまとめて払い込むこ とができる。
- あらかじめ会計管理者の承認を得てこれ を保管し、第1項に規定する払込日以外の 日に払い込むことができる。

4 「略〕

(歳入の徴収又は収納事務の委託)

(昭和22年法律第164号)第56条第4項、介 護保険法(平成9年法律第123号)第144条 の2及び高齢者の医療の確保に関する法 律(昭和57年法律第80号)第114条の規定 により歳入の徴収又は収納の事務を私人 ればならない。

会計管理者はその指定する職員を立ち会 わせることができる。

(現金領収証書の交付の特例)

第26条 「略]

- 2 現金領収証書を交付し難い収入で、会計 | 2 現金領収証書を交付し難い収入で、会計 管理者があらかじめ指定するものについ ては、現金領収証書の交付を省略するこ とができる。
 - 3 [略]
 - | 4 課長は、金銭登録機等による収納を開始 しようとするときは、事前に会計管理者 と協議しなければならない。第2項に規定 する会計管理者があらかじめ指定する収 入について追加を求めるときも、同様と <u>する。</u>

5 「略]

(収納取扱員の指定金融機関等への払込 J.)

第27条 「略]

- 2 遠隔の地又は交通不便の地域で収納す | 2 遠隔の地又は交通不便の地域で収納す る現金等については、収納出納員があら かじめ会計管理者の承認を得た場合は、 収納取扱員はこれを保管し、数日分を取 りまとめて払い込むことができる。
- 3 少額の現金等については、収納取扱員は | 3 少額の現金等については、収納出納員が あらかじめ会計管理者の承認を得た場合 は、収納取扱員はこれを保管し、第1項に 規定する払込日以外の日に払い込むこと ができる。

4 「略]

(歳入の徴収又は収納事務の委託)

第34条 令第158条第1項並びに児童福祉法 | 第34条 令第158条第1項並びに児童福祉法 (昭和22年法律第164号)第56条第3項、介 護保険法(平成9年法律第123号)第144条 の2及び高齢者の医療の確保に関する法 律(昭和57年法律第80号)第114条の規定 により歳入の徴収又は収納の事務を私人 に委託しようとするときは、会計管理者 | と協議しなければならない。

2~8 [略]

(支出命令書の発行)

第45条 [略]

- 2 [略]
- 3 支出命令書の首標金額、会計名、予算区 3 第7条第3項ただし書に定めるもののほ 分、支出科目、事業名及び支払方法は、 訂正してはならない。

4~6 [略]

(支出命令書の記載事項)

- 第46条 支出命令書には、おおむね次の各 号に掲げる区分によって計算の基礎を明 らかにすべき内訳を記載又は添付しなけ ればならない。
 - (1) 給与
 - ア 所属、職氏名、算定基礎及び支給 額等
 - イ 退職金等に関するものは、旧職氏 名及び支給額等なお遺族に支給され る場合は死亡者との関係等
 - (2) 賃金

理由、期間、日給額、職種及び氏名等

(3) 旅費

用務、職氏名等級、勤務公署、旅行 地、概算又は精算額等

(4) 物件の購入又は修繕料

品名、種別、規格、数量、単価及び 金額並びに検収及び受領年月日、担当 者氏名印等

- (5) 「略]
- (6) 工事請負費

工事名、工事場所、着工年月日、完 成年月日、検査員の認め印、支払経過 等並びに工事内訳書及び契約書の写し

 $(7) \sim (8)$ [略]

(9) 前各号以外のもの

に委託しようとするときは、会計管理者 と協議しなければならない。

2~8 「略]

(支出命令書の発行)

第45条 「略]

- 2 「略]
- か、支出命令書に係る会計名、予算区分、 支出科目、事業名、件名及び支払方法は、 訂正してはならない。

4~6 「略]

(支出命令書の記載事項等)

- | 第46条 支出命令書には、おおむね次に掲 げる区分によって計算の基礎を明らかに すべき内訳を<u>記載し、又は</u>添付しなけれ ばならない。
 - (1) 「略]

ア 所属、氏名、支給額等

- イ 退職手当等に関するものは、退職 時の職名、氏名、支給額等(遺族への 支給の場合は、遺族の氏名、死亡者 との関係等)
- (2) [略] 理由、期間、日給額、職種、氏名等
- (3) [略]

用務、職名、氏名、職務等級、勤務 公署、旅行地、概算又は精算額等

(4) 「略]

品名、種別、規格、数量、単価、金 額、検収及び受領年月日、担当者の氏 名及び押印等

- (5) 「略]
- (6) 「略]

工事名、工事場所、着工年月日、完 成年月日、検査員の氏名及び押印、支 払経過、工事内訳書等

(7)~(8) [略]

(9) 前各号に掲げるもの以外のもの

目的、理由、年月日及び計算の基礎等 (支出負担行為書の添付)

- 規則(1971年那覇市規則第10号)第25条の 支出負担行為書を添付しなければならな V
- 項の支出負担行為書を速やかに返付しな ければならない。

(請求及び領収印)

- 第49条 債権者が請求及びその請求に係る 金額を領収しようとするときに使用する 印鑑は、次の各号によらなければならな 11
 - (1) 請求に用いる印鑑は、契約書等に用 いた同一の印鑑とし請求書類の提出を 受けた主管課において照合確認するこ と。なお、改印したときは、その旨欄 外に記載し印鑑証明書を添付するこ <u>ك.</u>
 - (2) 領収に用いる印鑑は、請求の印鑑と 同一のものでなければならない。ただ し、紛失その他やむを得ない事由によ って改印を申し出たときは、会計管理 者は、印鑑証明書を徴して確認の上支 払をしなければならない。

2~3 [略]

(資金前渡)

- 第54条 令第161条第1項第15号及び第17号 の規則で定めるものは、次に掲げるもの とする。
 - (1)~(5) 「略]
 - (6) 負担金、補助金、交付金、補償金、 賠償金及び出資金

目的、理由、年月日、計算の基礎等 (支出負担行為書の添付)

- 第47条 支出命令書には、那覇市予算決算 | 第47条 支出命令書には、那覇市予算決算 規則(1971年那覇市規則第10号)第25条の 支出負担行為書及び当該支出負担行為の 成立に係る一連の書類を添付しなければ ならない。
- 2 会計管理者は支出を終了したときは、前 2 会計管理者は、支出を終了したときは、 前項の規定により添付された書類を速や かに返付しなければならない。

(請求及び領収印)

- 第49条 債権者が請求及びその請求に係る 金額を領収しようとするときに使用する 印鑑は、<u>次に定めるところ</u>によらなけれ ばならない。<u>ただし、紛失その他やむを</u> 得ない事由により異なる印鑑による請求 又は領収の申出があった場合で、印鑑登 録証明書等の提出があったときは、この 限りでない。
 - (1) 請求に用いる印鑑は、契約書等に用 いた印鑑と同一のものであること。
 - (2) 領収に用いる印鑑は、請求に用いた 印鑑と同一のものであること。

2~3 [略]

(資金前渡)

第54条 「略]

(1)~(5) 「略]

(6) 負担金、補助金、交付金、補償金、 賠償金、出資金及び寄附金

 $(7) \sim (17)$ 「略]

第4章 削除

第5章 [略]

第6章 [略]

第7章 [略]

第8章 [略]

(会計管理者による指定金融機関等の検査)

第96条 会計管理者は、<u>毎年</u>1回以上、指定 金融機関等の公金の収納及び支払の事務 並びに預金の状況等を関係帳簿に基づい て検査をしなければならない。

(検査の報告等)

第100条 会計管理者は、第95条の規定による検査を行った場合は、検査終了後<u>7日以内に</u>検査報告書を<u>作成し、関係書類を添えて</u>市長に提出するとともに、検査結果を出納員、収納出納員、収納取扱員及び資金前渡受領者に通知しなければならない。

2~3 [略]

第9章 [略]

(7)~(17) [略]

第4章 [略]

第5章 [略]

第6章 [略]

第7章 [略]

(会計管理者による指定金融機関等の検査)

第96条 会計管理者は、<u>毎年度</u>1回以上、指 定金融機関等の公金の収納及び支払の事 務並びに預金の状況等を関係帳簿に基づ いて検査をしなければならない。

(検査の報告等)

第100条 会計管理者は、第95条の規定による検査を行った場合は、検査終了後<u>速やかに</u>検査報告書を市長に提出するとともに、検査結果を出納員、収納出納員、収納取扱員及び資金前渡受領者に通知しなければならない。

2~3 [略]

第8章 [略]

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の 欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部 分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

那覇市規則第4号

平成31年2月15日 公 布 済

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正す る。

改正前	改正後

(日割計算)

第9条 職員が、給与期間の中途において次 の各号のいずれかに該当する場合におけ るその給与期間の給料は、日割計算によ り支給する。

- $(1) \sim (6)$ 「略]
- (7) 自己啓発等休業(法第26条の5第1項 の自己啓発等休業をいう。以下この号 及び第55条第1項第9号において同じ。) を始め、又は自己啓発等休業の終了に より職務に復帰した場合
- (8) 配偶者同行休業(法第26条の6第1項 の配偶者同行休業をいう。以下この号 及び第55条第1項第10号において同 じ。)を始め、又は配偶者同行休業の終 了により職務に復帰した場合
- (9) [略]

(返納の事由及び額等)

- 第39条の2 条例第19条第4項の規則で定め る事由は、通勤手当(1月の支給単位期間 に係るものを除く。)を支給される職員に ついて生じた次の各号のいずれかに掲げ る事由とする。
 - (1)~(2) [略]
 - (3) 月の中途において法第28条第2項の 規定により休職にされ、那覇市職員の 分限に関する条例(昭和47年那覇市条 例第38号。以下「分限条例」という。) 第4条の規定により休職にされ、法第5 5条の2第1項ただし書に規定する許可 を受け、外国機関等派遣条例第2条第1 項の規定により派遣され、育児休業法 第2条の規定により育児休業をし、公益 |

(日割計算)

| 第9条 [略]

- (1)~(6) 「略]
- (7) 自己啓発等休業(法第26条の5第1項 の自己啓発等休業をいう。以下同じ。) を始め、又は自己啓発等休業の終了に より職務に復帰した場合
- (8) 配偶者同行休業(法第26条の6第1項 の配偶者同行休業をいう。以下同じ。) を始め、又は配偶者同行休業の終了に より職務に復帰した場合
- (9) [略]

(返納の事由及び額等)

第39条の2 「略〕

- (1)~(2) [略]
- (3) 月の中途において法第28条第2項の 規定により休職にされ、那覇市職員の 分限に関する条例(昭和47年那覇市条 例第38号。以下「分限条例」という。) 第4条の規定により休職にされ、法第5 5条の2第1項ただし書に規定する許可 を受け、外国機関等派遣条例第2条第1 項の規定により派遣され、育児休業法 第2条の規定により育児休業をし、職員

的法人等派遣条例第2条第1項の規定に よる派遣をされ、教育公務員特例法第2 6条第1項に規定する許可を受け、又は 法第29条第1項から第3項までの規定に より停職にされた場合であって、これ らの期間が2以上の月にわたることと なるとき。

(4) 「略]

2~3 [略]

(支給単位期間)

第39条の3 [略]

- 2 前項第1号に掲げる交通機関について、 次の各号のいずれかに掲げる事由が前項 第1号に定める期間に係る最後の月の前 月以前に生ずることが当該期間に係る最 初の月の初日において明らかである場合 には、当該事由が生ずることとなる日の 属する月(その日が月の初日である場合 にあっては、その日の属する月の前月) までの期間について、前項の規定にかか わらず、同項の規定に準じて支給単位期 間を定めることができる。
 - (1) 「略]
 - (2) 長期間の研修等のために旅行をす <u>ること。</u>

 $(3) \sim (5)$ 「略]

第39条の4 [略]

2 月の中途において法第28条第2項の規定 2 月の中途において法第28条第2項の規定 により休職にされ、分限条例第4条の規定 により休職にされ、法第55条の2第1項た だし書に規定する許可を受け、外国機関 等派遣条例第2条第1項の規定により派遣 |

派遣をされ、大学院修学休業をし、自 己啓発等休業をし、配偶者同行休業を し、又は法第29条第1項から第3項まで の規定により停職にされた場合であっ て、これらの期間が2以上の月にわたる こととなるとき。

(4) 「略]

2~3 [略]

(支給単位期間)

第39条の3 [略]

- 2 前項第1号に掲げる交通機関について、 次の各号のいずれかに掲げる事由が同項 第1号に定める期間に係る最後の月の前 月以前に生ずることが当該期間に係る最 初の月の初日において明らかである場合 には、当該事由が生ずることとなる日の 属する月(その日が月の初日である場合 にあっては、その日の属する月の前月) までの期間について、同項の規定にかか わらず、同項の規定に準じて支給単位期 間を定めることができる。
 - (1) 「略]
 - (2) 分限条例第4条第1項第1号若しくは 第2号の規定により休職にされ、法第5 5条の2第1項ただし書に規定する許可 を受け、外国機関等派遣条例第2条第1 項の規定により派遣され、育児休業法 第2条の規定により育児休業をし、職員 派遣をされ、大学院修学休業をし、自 己啓発等休業をし、配偶者同行休業を し、研修等のために旅行をし、又は休 暇により通勤しないこととなること。

 $(3) \sim (5)$ 「略]

第39条の4 [略]

により休職にされ、分限条例第4条の規定 により休職にされ、法第55条の2第1項た だし書に規定する許可を受け、外国機関 等派遣条例第2条第1項の規定により派遣 され、育児休業法第2条の規定により育児 休業をし、公益的法人等派遣条例第2条第 1項の規定による派遣をされ、教育公務員 特例法第26条第1項に規定する許可を受 け、又は法第29条第1項から第3項までの 規定により停職にされた場合であって、 これらの期間が2以上の月にわたること となったとき(次項に規定する場合に該 当しているときを除く。)は、支給単位期 間は、その後復職し、又は職務に復帰し た日の属する月の翌月(その日が月の初 日である場合にあっては、その日の属す る月)から開始する。

3 「略]

[別表第1 別記]

[別表第3 別記]

「別表第3の2 別記]

され、育児休業法第2条の規定により育児 休業をし、<u>職員派遣</u>をされ、<u>大学院修学</u> 休業をし、<u>自己啓発等休業をし、配偶者</u> 同行休業をし、又は法第29条第1項から第 3項までの規定により停職にされた場合 であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき(次項に規定する 場合に該当しているときを除く。)は、支 給単位期間は、その後復職し、又は職務 に復帰した日の属する月の翌月(その日 が月の初日である場合にあっては、その 日の属する月)から開始する。

3 [略]

[別表第1 別記]

[別表第3 別記]

「別表第3の2 別記]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1療育センターの項の改正規定は、 平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第3及び別表第3の2の規定は、平成30年4月1日から適用する。

「改正前 別記]

別表第1(第8条関係)

勤務箇所	職員	調整数
[略]		
廃棄物対策課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45	[略]
	年法律第137号。以下「廃掃法」という。) <u>及び</u>	
	浄化槽法(昭和58年法律第43号)に基づく環境衛	
	生指導員に任命された職員	
療育センター	(1) 理学療法技術員	[略]

	(2) [略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表第1(第8条関係)

勤務箇所	職員	調整数
[略]		
廃棄物対策課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)に基づく環境衛生指導員に任命された職員	l
こども発達支援センター	(1) 理学療法士 (2) [略]	[略]
[略]		

[改正前 別記]

別表第3(第10条関係)

組織	職	支給額
市長事務部局	政策統括調整監	93,600円
	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表第3(第10条関係)

組織	職	支給額
市長事務部局	政策統括調整監	93,700円
	[略]	
[略]		

[改正前 別記]

別表第3の2(第14条関係)

期間の区分	支給月額(円)						
	第11条第2項第1号又は	:同条第3項第1号の職員	第11条第2項第2号				
	医師	歯科医師	又は同条第3項第2				
			号の職員				
1年未満	414, 300	308, 300	30, 000				
1年以上2年未満	414, 300	308, 300	30, 000				
2年以上3年未満	414, 300	308, 300	30, 000				
3年以上4年未満	414, 300	308, 300	30, 000				
4年以上5年未満	414, 300	308, 300	30, 000				
5年以上6年未満	414, 300	308, 300	30, 000				
6年以上7年未満	414, 300	308, 300	30, 000				
7年以上8年未満	414, 300	308, 300	30, 000				
8年以上9年未満	414, 300	308, 300	30, 000				

9年以上10年未満	414, 300	308, 300	30,000
10年以上11年未満	414, 300	308, 300	25, 000
11年以上12年未満	414, 300	308, 300	20, 000
12年以上13年未満	414, 300	308, 300	15, 000
13年以上14年未満	414, 300	308, 300	10, 000
14年以上15年未満	414, 300	308, 300	5, 000
15年以上16年未満	414, 300	308, 300	
16年以上17年未満	409, 900	305, 000	
17年以上18年未満	405, 500	301, 700	
18年以上19年未満	401, 100	298, 400	
19年以上20年未満	396, 700	295, 100	
20年以上21年未満	392, 300	291,800	
21年以上22年未満	372, 900	278, 000	
22年以上23年未満	353, 100	264, 000	
23年以上24年未満	333, 800	250, 500	
24年以上25年未満	314, 400	236, 600	
25年以上26年未満	294, 900	222, 900	
26年以上27年未満	272, 200	205, 300	
27年以上28年未満	250, 000	188, 200	
28年以上29年未満	227, 600	170, 900	
29年以上30年未満	204, 800	153, 300	
30年以上31年未満	180, 000	135, 300	
31年以上32年未満	155, 100	117, 000	
32年以上33年未満	130, 500	99, 100	
33年以上34年未満	92, 400	73, 100	
34年以上35年未満	57, 100	48,800	
ttt- le			アルタ 炊い玉々 口 の時

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第11条第3項各号の職員となった日以後の期間を示す。

[改正後 別記]

別表第3の2(第14条関係)

期間の区分	支給月額(円)					
	第11条第2項第1号又は	:同条第3項第1号の職員	第11条第2項第2号			
	医師	歯科医師	又は同条第3項第2			
			号の職員			
1年未満	414, 800	308, 600	30, 000			
1年以上2年未満	414, 800	308, 600	30, 000			
2年以上3年未満	414, 800	308, 600	30, 000			
3年以上4年未満	414, 800	308, 600	30, 000			
4年以上5年未満	414, 800	308, 600	30, 000			
5年以上6年未満	414, 800	308, 600	30, 000			
6年以上7年未満	414, 800	308, 600	30, 000			
7年以上8年未満	414, 800	308, 600	30, 000			

8年以上9年未満	414, 800	308, 600	30, 000
9年以上10年未満	414, 800	308, 600	30, 000
10年以上11年未満	414, 800	308, 600	25, 000
11年以上12年未満	414, 800	308, 600	20, 000
12年以上13年未満	414, 800	308, 600	15, 000
13年以上14年未満	414, 800	308, 600	10, 000
14年以上15年未満	414, 800	308, 600	5, 000
15年以上16年未満	414, 800	308, 600	
16年以上17年未満	410, 400	305, 300	
17年以上18年未満	406, 000	302, 000	
18年以上19年未満	401,600	298, 700	
19年以上20年未満	397, 200	295, 400	
20年以上21年未満	392, 800	292, 100	
21年以上22年未満	373, 400	278, 300	
22年以上23年未満	353, 600	264, 300	
23年以上24年未満	334, 300	250, 800	
24年以上25年未満	314, 900	236, 900	
25年以上26年未満	295, 400	223, 200	
26年以上27年未満	272, 700	205, 600	
27年以上28年未満	250, 500	188, 500	
28年以上29年未満	228, 100	171, 200	
29年以上30年未満	205, 300	153, 600	
30年以上31年未満	180, 500	135, 600	
31年以上32年未満	155, 600	117, 300	
32年以上33年未満	131, 000	99, 400	
33年以上34年未満	92, 900	73, 400	
34年以上35年未満	57, 600	49, 100	
		,	

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第11条第3項各号の職員となった日以後の期間を示す。

那覇市規則第5号 平成31年2月15日 公 布 済

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和58年那覇市規則第7号)の一 部を次のように改正する。

改正前	改正後		
[別表第7 別記]	[別表第7 別記]		
[別表第7の2 別記]	[別表第7の2 別記]		

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後 の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正 部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記] 別表第7(第22条関係) 昇格時号給対応表

ア~イ [略]

ウ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受					
けていた号給	2級	3級	4級	5級	6級
[略]					
79	<u>46</u>	[略]			
[略]					
81	<u>47</u>	[略]			
82	<u>47</u>				
83	<u>48</u>				
84	<u>48</u>				
85	<u>49</u>				
[略]					

エ [略]

「改正後 別記] 別表第7(第22条関係) 昇格時号給対応表 ア~イ [略]

ウ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

|昇格した日の前日に受|

昇格後の号給

けていた号給	2級	3級	4級	5級	6級
[略]					
79	<u>45</u>	[略]			
[略]					
81	<u>46</u>	[略]			
82	<u>46</u>				
83	<u>47</u>				
84	<u>47</u>				
85	<u>47</u>				
[略]					

エ [略]

[改正前 別記]

別表第7の2(第23条関係)

降格時号給対応表

ア~イ [略]

ウ 医療職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の前日に受		降格後の号給					
けていた号給	1級	2級	3級	4級	5級		
[略]							
45	<u>78</u>	[略]					
46	<u>80</u>						
47	<u>82</u>						
48	<u>84</u>						
[略]							

工 医療職給料表(3)降格時号給対応表

降格した日の前日に受	降格後の号給						
けていた号給	1級	1級 2級 3級 4級 5級					
[略]							
15	<u>30</u>	[略]					
[略]							

[改正後 別記]

別表第7の2(第23条関係)

降格時号給対応表

ア~イ [略]

ウ 医療職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の前日に受	降格後の号給					
けていた号給	1級	2級	3級	4級	5級	

[略]		
45	<u>79</u>	[略]
46	<u>82</u>	
47	<u>85</u>	
48	<u>85</u>	
[略]		

工 医療職給料表(3)降格時号給対応表

降格した日の前日に受	降格後の号給				
けていた号給	1級	2級	3級	4級	5級
[略]					
15	<u>31</u>	[略]			
[略]					

那覇市規則第6号

平成31年2月15日 公 布 済

那覇市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の育児休業等に関する規則(平成4年那覇市規則第6号)の一部を次のように改 正する。

改正前	改正後
(育児休業をしている職員の <u>期末手当等</u> に係る勤務した期間に相当する期間)	(育児休業をしている職員の <u>期末手当</u> に 係る勤務した期間に相当する期間)
第10条 条例第7条第1項の規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。	第10条 [略]
 (1) [略] (2) 那覇市職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第6号。以下「給与規則」という。)第55条第1項第3号及び第4号に掲げる職員として在職した期間 	 (1) [略] (2) 那覇市職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第6号。以下「給与規則」という。)第55条第1項第3号、第4号、第9号及び第10号に掲げる職員として在職した期間
(3) [略]	(3) [略]

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後 の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正 部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第7号 平成31年2月15日 公 布 済

那覇市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

那覇市母子保健法施行細則(平成25年那覇市規則第49号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(養育医療の給付申請) 第4条 省令第9条第1項の規定により養育 医療の給付を申請しようとする者は、養育医療給付申請書に次に掲げる書類を認 えて市長に提出しなければならない。	<u> </u>
(1)~(2) [略] (3)~(5) [略]	 (1)~(2) [略] (3) 別表備考第10項各号のいずれかに 該当する者については、養育医療寡婦 (夫)みなし適用申請書 (4)~(6) [略]
2~3 [略] (様式) 第17条 この規則の規定による次の表の文	2~3 [略] (様式) 第17条 [略]
書の様式は、市長が定める。 文書名 関連条項	文書名 関連条項
[略] 移送承認申請書 [略]	[略] 移送承認申請書
世帯調書 [略]	養育医療寡婦(夫) <u>みなし適用申請書</u> 世帯調書 「略」
[別表 別記]	[略]

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の 欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部 分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改 める。
- 3 条名等を「~」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれ らの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。
- 4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分 及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係 るけい線を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表備考第10項の規定は、平成30年7月1日 から適用する。

「改正前 別記〕 別表(第15条関係)

徴収基準額表

階層	世帯の階層区分		徴収基	徴収基準	
区分				準月額	加算月額
[略]					
C階層	A階層及びD階層を除き当	均等割の額のみの世帯(所得	[略]		
	該年度分の市町村民税の	割のない世帯)			
	課税世帯であって、その	[略]			
	市町村民税の額の区分が				
	次の区分に該当する世帯				
[略]					

備考

- 1 この表中のC1階層における「均等割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第29 2条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割」とは、同 <u>項第2号</u>に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、<u>同法</u> 314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適 用しないものとする。)の額をいう。
- 2 この表中のD階層における「所得税」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税 特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に 関する法律(昭和22年法律第175号)及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働 省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労 働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」の規定に よって計算された所得税をいう。ただし、所得税の額を計算する場合には、次に掲 げる規定は適用しないものとする。
 - (1) 「略]
 - (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1 項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3 項並びに第41条の19の4第1項及び第3項
 - (3) 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条
 - (4) 所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項及び 第60条第1項
- 3 [略]
- 4 徴収月額の決定の特例
 - (1)~(2) [略]
 - (3) [略]
- 5 世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に 児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所 得税の課税の有無等により行うものである。

6~7 [略]

8 平成25年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法に よる保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚 生事務次官通知)第4の保育所徴収金(保育料)基準額表備考3(3)に準じて、B階層の 対象世帯のうち、特に困窮していると市長が認めた世帯についても、A階層と同様 の取扱いとするものとする。

「改正後 別記」

別表(第15条関係)

徴収基準額表

階層	世帯の階層区分			徴収基	徴収基準
区分				準月額	加算月額
[略]					
C階層	A階層及びD階層を除き当	均等割の額のみの世帯(所得	[略]		
	該年度分の市町村民税の	割 <u>の額</u> のない世帯)			
	課税世帯であって、その	[略]			
	市町村民税の額の区分が				
	次の区分に該当する世帯				
[略]					

備考

- 1 この表中のC1階層における「均等割」とは地方税法(昭和25年法律第226号)第292 条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C階層における「所得割」とは同項第2 号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の 8、附則第5条第3項、第5条の4第6項及び<u>第5条の4の2</u>第6項の規定は適用しないもの とする。)の額をいう。
- 2 「略]
 - (1) 「略]
 - (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第25項、第41条の2、第41条 の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1 項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項
 - (3) 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条、所 得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項及び第60 条第1項並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第76 条第1項、第77条第1項及び第2項、第80条、第81条並びに第82条第1項
- 3 [略]
- 4 この表の適用については、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。
- 5 [略]
 - $(1) \sim (2)$ [略]
 - (3) 徴収月額に10円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 (4) [略]
- 6 世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に 児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者の全てについて、その所得 税の課税の有無等により行うものとする。

7~8 「略]

9 平成25年度及び平成30年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、B

階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市長が認めた世帯についても、A階層 と同様の取扱いとするものとする。ただし、平成25年度の生活保護基準の見直しに よる当該取扱いについては、平成30年度の生活保護基準が適用されるまでの間に限 る。

- 10 次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1 項第11号の寡婦若しくは同項第12号の寡夫又は所得税法第2条第1項第30号の寡婦 若しくは同項第31号の寡夫とみなして、市町村民税及び所得税の額を計算するもの とする。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条第2号に規 定する者であって、扶養親族その他その者と生計を一にする子(前年の所得が所得 税法第86条第1項の規定により控除される額以下であり、他の者の控除対象配偶者 又は扶養親族である者を除く。第3号において同じ。)を有するもの
 - (2) 前号に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万 円以下であるもの
 - (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第2条第2号に規定する者(前年の所得が 500万円以下であるものに限る。)であって、その者と生計を一にする子を有する もの

告 示

> 那覇市告示第 511 号 平成 31 年 2 月 6 日 済 撂 示

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の指定について

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定による道路を 次のとおり指定したので、公告する。

その関係図書は、那覇市まちなみ共創部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 指 定 番 号:第1号

2 指定道路の種類:第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

3 指 定 年 月 日: 平成31年2月6日

4 指定道路の位置:那覇市字大道上大道原215番2、216番1

5 指定道路の幅員: 4.12m 6 指定道路の延長:27.53m

平成31年2月24日執行 辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票

諸 告 示 一 覧 表

	報告事項	根 拠 法 (条例・施行規則)	告示日
1	投票資格者名簿の閲覧について	規則3条関連	
2	投票所について	規則13条1項	
3	投票管理者又はその職務代理者の氏名等について	規則15条	
4	期日前投票所について	規則38条6項(規則13条1項準 用)	2月14日
5	期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の氏名等について	規則38条5項(規則15条準用)	2月14日
6	開票の場所及び日時について	規則62条	
7	開票管理者及びその職務を代理すべき者の氏名等について	規則66条	
8	開票立会人決定のくじを行う場所及び日時について	規則67条3項	

条例: 県民投票条例 規則:県民投票条例施行規則 法:公職選挙法

令:公職選挙法施行令

那覇市告示第 515 号 平成 31 年 2 月 14 日 撂 示 済

投票資格者名簿の閲覧について

辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例施行規則(平成30 年12月14日)第3条1項の規定により閲覧に供する投票資格者名簿に登録した者 の氏名、住所、生年月日及び性別を記載した書面の閲覧に期間並びに場所は次のと おりである。

那覇市長 城 間 幹 子

閲覧の期間 平成31年2月15日(8時30分~午後5時)

閲覧場所 那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市役所本庁舎 12 階 選挙管理委員会事務局

那覇市告示第 516 号 平成 31 年 2 月 14 日 掲 示 済

投票所について

平成31年2月24日執行の辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票の投票所を次のとおり定める。

投票 所一覧表

投票区	投 票 所	所 在 地
1	石嶺小学校	首里石嶺町 4-360-8
2	城東小学校	首里石嶺町 2-74-1
3	城北小学校	首里石嶺町 1-162
4	城北小学校	首里石嶺町 1-162
5	大名児童館	首里大名町 2-75
6	首里公民館	首里当蔵町 2-8-2
7	城南小学校	首里崎山町 4-35-2
8	城西小学校	首里真和志町 1-5
9	首里高校	首里真和志町 2-43
10	松島中学校	古島 2-11-2
11	末吉老人福祉センター	首里末吉町 2-14
12	真嘉比小学校	真嘉比 1-17-1
13	大道中央病院	安里 1-1-37
14	沖縄工業高等高校	松川 3-20-1
15	松川小学校	松川 1-7-1
16	大道小学校	字大道 146-1
17	石田中学校	繁多川 5-17-1
18	識名小学校	識名 2-2-1
19	上間幼稚園	長田 2-11-60
20	仲井真小学校	字仲井真 173
21	真地小学校	字真地 313
22	寄宮中学校	長田 1-13-65
23	真和志幼稚園	寄宮 3-1-1
24	真和志支所	寄宮 2-32-1
25	与儀小学校	与儀 1-1-1
26	古蔵中学校	古波蔵 4-8-1
27	古蔵中学校	古波蔵 4-8-1
28	安謝福祉総合施設內安謝児童館	安謝 2-15-1
29	曙小学校	曙 2-18-1

投票所一覧表

投票区	投票所	所 在 地
30	泊幼稚園	泊 2-23-9
31	神原小学校	樋川 2-7-1
32	壺屋小学校	牧志 3-14-12
33	那覇市役所本庁舎	泉崎 1-1-1
34	神原中学校	樋川 2-8-1
35	城岳小学校	楚辺 2-1-1
36	壺川老人福祉センター	壺川 2-3-11
37	天久小学校	那覇市天久 1-4-1
38	那覇小学校	前島 1-7-1
39	那覇中学校	松山 2-24-1
40	若狭小学校	若狭 2-16-1
41	上山中学校	久米 1-3-1
42	上山中学校	久米 1-3-1
43	垣花小学校	山下町 17-1
44	小禄小学校	字小禄 1150
45	小禄南小学校	小禄 4-14-1
46	鏡原中学校	鏡原町 36-1
47	小禄支所	宇栄原 4-2-2
48	さつき小学校	宇栄原 1-12-1
49	小禄南公民館	高良 2-7-1
50	金城小学校	金城 4-3-1
51	なは市民協働プラザ	銘苅 2-3-1
52	緑化センター	おもろまち 3-2-1
53	金城中学校	金城 4-4-1
54	首里支所	首里久場川町 2-18-9

那覇市告示第 517 号 平成 31 年 2 月 14 日 掲 示 済

投票管理者又はその職務代理者の氏名等について

平成31年2月24日執行の辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投 票における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任し た。

投票区	投票所	投票管理者	職務代理者
1	石嶺小学校	安座間 勉	佐久川 正守
2	城東小学校	宮良 努	比嘉 亮晴
3	城北小学校	瀬名波 幹雄	兼島 理
4	城北小学校	赤嶺 譲	大城 義人
5	大名児童館	中城 盛光	我謝 輝
6	首里公民館	徳永 周作	喜屋武 太一
7	城南小学校	豊里 正章	玉城 亜希巳
8	城西小学校	森根 利之	照屋 宏樹
9	首里高校	又吉 盛斗	外間 康幸
10	松島中学校	安井 隆二	下地 正将
11	末吉老人福祉センター	池原 哲之	前田 遼一
12	真嘉比小学校	城間 裕介	我那覇 智
13	大道中央病院	大城 仁志	郷 嵩昂
14	沖縄工業高校	城間 聡	真栄城 敬一
15	松川小学校	大城 義智	松本 頼彦
16	大道小学校	當間 広樹	田場 創
17	石田中学校	山城 忠信	仲宗根 隆成
18	識名小学校	島袋 晃	川上 修広
19	上間幼稚園	瀬長 正勝	長濱 宗直
20	仲井真小学校	新崎 隆	我那覇 正
21	真地小学校	本永 春樹	東 政範
22	寄宮中学校	安室 健二	長嶺 伶生
23	真和志幼稚園	高宮 修一	城間 直樹
24	真和志庁舎	知念 功	比嘉 拓
25	与儀小学校	伊覇 太	上原 邦男
26	古蔵中学校	當山 忠彦	玉城 聡洋
27	古蔵中学校	比嘉 世顕	座安 司
28	安謝児童館	森永 健海	湊 圭吾
29	曙小学校	平良 広樹	平良 直人
30	泊幼稚園	慶田城 用世	比嘉 周作
31	神原小学校	当真 嗣貴	具志堅 卓史
32	壺屋小学校	比嘉 建仁	比嘉 明浩
33	那覇市役所本庁舎	上原 堅次郎	知名 源一郎
34	神原中学校	平良 俊弥	小渡 康公
35	城岳小学校	常田 智也	牧志 琢磨

投票区	投票所	投票管理者	職務代理者
36	壺川老人センター	古堅 博己	松田 太一郎
37	天久小学校	又吉 剛	大城 宜毅
38	那覇小学校	真栄里 憲一	與那覇 博訓
39	那覇中学校	比嘉 康裕	玉城 絵里
40	若狭小学校	佐々木 一肇	宮城 朝亮
41	上山中学校	棚原憲一郎	赤嶺 翼
42	上山中学校	波平 治	上原 麻乃
43	垣花小学校	戸張 洋史	富山 嘉仁
44	小禄小学校	金武 佳之	比嘉 悠人
45	小禄南小学校	栄野元 到	安里 成顕
46	鏡原中学校	城間 賢治	賀数 翔太
47	小禄支所	大嶺 毅	屋比久 誠
48	さつき小学校	上原 学	上原 貴子
49	小禄南公民館	長田 健二	宮城 翔
50	金城小学校	親川 純也	嘉陽田 涼太
51	なは市民協働プラザ	宮城 辰哉	宮里 真也
52	緑化センター	松本 悠樹	山田 将人
53	金城中学校	新垣 威知郎	伊集 守幸
54	首里支所	大城 宜継	渡慶次 真理

那覇市告示第 518 号 平成 31 年 2 月 14 日 掲 示 済

期日前投票所について

平成31年2月24日執行の辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投 票における期日前投票の場所を次のとおり定める。

期日前 投票所名	投票所に充てる 施設の名称	所在地	設置期間
期日前 第1投票所	那覇市役所本庁舎 1階	那覇市 泉崎1丁目1番1号	平成31年2月15日 ~ 平成31年2月23日 午前8時30分
			~ 午後 8 時
期日前第2投票所		 那覇市 首里久場川町2丁目18番地9	平成 31 年 2 月 18 日 ~ 平成 31 年 2 月 23 日
期日前 第3投票所	真和志庁舎 地下コミュニティー会議室	那覇市 寄宮2丁目32番1号	午前 9 時 00 分 ~ 午後 6 時
期日前 第4投票所	サンエー那覇メインプレイス 5階中央出入口	那覇市 おもろまち4丁目4番9号	平成31年2月18日 ~ ~ 平成31年2月23日
期日前 第5投票所	イオン那覇店 5階西エレベーター乗り場	那覇市 金城 5 丁目 10 番地 2	午前 10 時 ~ 午後 8 時

那覇市告示第 519 号 平成 31 年 2 月 14 日 済 掲 示

期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の氏名等について

平成31年2月24日執行の辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投 票における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選 任した。

期日前投票所における投票管理者及び同職務代理者

期日	前		投票管理者	職務代理者
投票	所名	期間	氏 名	氏 名
		2月15日(金)	倉原 英弘	比嘉 青空
		2月16日(土)	平良 常雄	照屋 清人
	第	2月17日(日)	倉原 英弘	小波津 和樹
本庁	1 月期	2月18日(月)	高江洲 義人	小波津 和樹
庁 1	日前	2月19日(火)	倉原 英弘	沖井 郁文
階	投票	2月20日(水)	倉原 英弘	仲地 美加
	所	2月21日(木)	倉原 英弘	與座 美奈子
		2月22日(金)	倉原 英弘	安和 守史
		2月23日(土)	倉原 英弘	知念 聡
	第 -	2月18日(月)	新垣 なつき	嘉数 梨子
->/-	2	2月19日(火)	玉木 辰弥	蓑毛 旭
首里支	期日	2月20日(水)	知念 寛子	小嶺 昇宏
支 所	前投	2月21日(木)	新島 篤	阿達 智恵
,,,	票所	2月22日(金)	瑞慶山 躍司	神谷 直樹
	ולת	2月23日(土)	神谷 ひかる	池間 学
	第一	2月18日(月)	新川 範子	中村 友香
真	3	2月19日(火)	平良 啓	與儀 直
和志支	期日日	2月20日(水)	屋富祖 陸	澤岻 竜也
支ェ	前投	2月21日(木)	富名腰 史之	運天 先太
所	票所	2月22日(金)	島ノ江 貴之	福里 勇太
	121	2月23日(土)	佐久川 好平	吉田 早百合
	第一	2月18日(月)	久貝 斉	宮城 今日子
メイ	4	2月19日(火)	金城 浩二	与儀 真奈美
ンプ	期日日	2月20日(水)	座波 園美	宮城 幸子
レ	前 投 -	2月21日(木)	上門 諒太	奥平 真理
イス	票所	2月22日(金)	渡嘉敷 洋美	秋元 祐美
	121	2月23日(土)	島袋 真左樹	大陽 大峰
	第 -	2月18日(月)	比嘉 拓	外間 紗和子
イ	5	2月19日(火)	山城 勝	金城 敬子
オン	期日	2月20日(水)	石川 幸英	金城 邦彦
那	前投	2月21日(木)	久高 英樹	新垣 雄也
覇	票所	2月22日(金)	當間 一也	喜納 響子
	//1	2月23日(土)	山城 興伸	真栄里 憲一

那覇市告示第 520 号 平成 31 年 2 月 14 日

掲 示 済

開票の場所及び日時について

平成31年2月24日執行の辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県 民投票における開票の場所及び日時は、次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

1 場 所 那覇市字識名 1227 番地 那覇市民体育館 メインアリーナ

2 日 時 平成31年2月24日(日) 午後9時10分

那覇市告示第 521 号 平成 31 年 2 月 14 日 掲 示 済

開票管理者及びその職務を代理すべき者の氏名等について

平成31年2月24日執行の辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票における開票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

	開票管理者	璀	战務代理者
氏 名	氏 名 住 所		住 所
松田 義之	那覇市古島2丁目3番 地5	日高 清義	那覇市首里儀保町4丁 目 112 番地 5

那覇市告示第 522 号 平成 31 年 2 月 14 日 掲 示 済

開票立会人決定のくじを行う場所及び日時について

平成31年2月24日執行の辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県 民投票において、開票立会人として届出のあった者が10人を超える場合のくじ を行う場所及び日時は、次のとおりである。

- 那覇市泉崎1丁目1番1号 1 場 所 那覇市役所本庁舎 12 階 那覇市選挙管理委員会事務局
- 2 日 時 平成31年2月21日(木) 午後5時

那覇市告示第 549 号 平成 31 年 3 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関 の指定について

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第 30 号)に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

名 称	開設者	指定年月日
所	在 地	1675 171 1
金城町皮フ科	医療法人 隆生会	平成 30 年 12 月 1 日
那覇市字松川 407 番地 1	SetBビル1階	1 /// 1
オリーブ薬局	MAC アドバイザリー株式会社	平成 30 年 12 月 1 日
那覇市田原3丁目1番地	12 101	7/90000 1 13/1 1
りの歯科クリニック	石川 貴史	平成 31 年 1 月 15 日
那覇市久米1-8-5		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
さくもと歯科クリニック	佐久本 圭	平成 31 年 1 月 15 日
那覇市繁多川 5 -17-20		177, 01 1 17, 10 11

那覇市告示第 550 号 平成 31 年 3 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関 の廃止について

生活保護法(昭和25年法律第144号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく医療機関について、生活保護法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

名 称	開設者	廃止年月日
所;	在 地	施 亚十万 口
金城町皮フ科	医療法人 隆生会	平成 30 年 12 月 1 日
那覇市繁多川3丁目6番2	1,70,000 12,70,211	
宮里歯科医院 宮里 良雄		平成30年12月31日
那覇市泉崎1丁目19番17	号	

那覇市告示第 551 号 平成 31 年 3 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関 の変更について

生活保護法(昭和25年法律第144号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

変更事項	変 更 後 (変 更 前)	変更年月日
	デイサービスセンター歩夢	
事業所名	ポラリスデイサービスセンター古波蔵	平成31年1月1日

那覇市告示第 552 号 平成 31 年 3 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関 の廃止について

生活保護法(昭和25年法律第144号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく介護機関について、生活保護法第54条の2第4項において準用する第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

名 称 (廃止する事業の種類) 所 在 地	廃止年月日
宮里歯科医院 (居宅療養管理指導、訪問リハビリテーション、訪問看護)	平成30年12月31日
那覇市泉崎1丁目19番17号	1,723.1.1.2.7.3.2.1.1

那覇市告示第 553 号 平成 31 年 3 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関 の指定について

生活保護法(昭和25年法律第144号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく施術機関について、生活保護法第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

施術者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所	听在地
山城 孝乃	あん摩・マッサージ	平成 31 年 1 月 11 日
大翔みんなの治療院	那覇市長田 2 -32-20 ハイライズ成輝 703	
新城 健勇	はり・きゅう あん摩・マッサージ	平成 31 年 1 月 11 日
大翔みんなの治療院	那覇市長田 2 -32-20 ハイライズ成輝 703	
砂川隆久	はり・きゅう あん摩・マッサージ	平成31年1月4日
がんじゅう鍼灸院	那覇市字国場 27 番地	1階

那覇市公報	第1735号 2019	(平成31) 年3月1日
有銘 光	柔道整復	平成 31 年 2 月 12 日
アイリー整骨院 那覇院	那覇市天久 816 金城ビル1階 左号室	
原田明正	柔道整復	平成 31 年 2 月 12 日
首里山整骨院	那覇市首里山川町1-	135-10
安藤 博之	柔道整復 はり・きゅう 平成 31 年 2 月 12	
栄町整骨院	亚里中本田 200 _ 7	

.........

栄町鍼灸治療院

那覇市安里 388-7

公 告

那覇市公告第 558 号 平成 31 年 2 月 13 日 掲 示 済

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第24条第1項の規定により、国土交通大臣から事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため次のとおり公告する。

なお、事業の認定について利害関係を有する者は、この公告に基づく縦覧期間内に限り、法第23条の規定により、国土交通大臣に土地収用法施行規則(昭和26年建設省令第33号)第4条の規定に従って公聴会開催請求書を提出することができ、また、法第25条の規定により、沖縄県知事に意見書を提出することができる。

沖縄県那覇市長 城 間 幹 子

- 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道 506 号新設工事(小禄道路・沖縄県那覇市字鏡水箕隅原地内から豊見城市字名嘉地屋無垣原地内まで)及びこれに伴う一般国道付替工事

3 起業地

1

イ 収用の部分

沖縄県那覇市字鏡水箕隅原、字鏡水崎原、字鏡水水溜屋原、字鏡水鏡水原、字鏡水増過原、字鏡水質等茶原、字鏡水嶺下原、字安次嶺嘉増原、字当間当字鏡水増過原、字表次嶺字茶原、字安次嶺下原、字安次嶺嘉増原、字当間当書はる。字赤嶺大嶺御嶽原、字高良仲添原、高良三丁目、字宮城平田原、宮城平田原、宮城平丁目、具志一丁目、字具志白城原、字具志桃原、字具志卸口原、字具志宇如座原及び具志三丁目地内

ロ 使用の部分

- 4 縦覧場所 那覇市役所
- 5 縦覧期間 公告の日から平成31年2月27日まで

那覇市公告第 561 号 平成 31 年 2 月 14 日 掲 示 済

会議開催の公告

次のとおり、会議を開催しますので公告します。

那覇市長 城 間 幹 子

記

1 会議の名称
 2 開催年月日
 3 開催場所
 4 議 題
 5 傍 聴
 6 照会先
 1 会議の名称
 3 開催場所
 4 日(月)年後3時15分~午後5時00分
 5 下議室
 平成31年度那覇市政功労者表彰候補者の審査について
 可 (定員名ただし先着順です。)
 否 理由(個人情報の保護)
 担当事務局(総務部 秘書広報課)(☎ 861-5173)
 担当 山内

那覇市公告第 570 号 平成 31 年 2 月 18 日 掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第7条第5項及び同施行規則第2条第2項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

個人情報業務届出書

平成31年 2月 12日

那覇市長宛

那覇市長 城間幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出	担当部課	都市み	らい部 花とみと	ごり課 電話 951-3225	
個人情報管理責任者		花とみどり課長			
業務	の名称	那覇	那覇・福州友好都市交流シンボル像監視業務		
業務	の目的	シンボル像における犯罪の防止、犯罪の予防、犯罪の再発防止、 犯罪発生後の事件の解明等を目的とする			
個人情	青報の対象者	防犯カメラの撮影範囲内(シンボル像及びその周辺)を通行す る市民			
業務の)開始年月日	¥	成27年12月22日		
		一般的取扱事項	į	制限的取扱事項	
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等	
個	□個人番号	□職業	□収入	□思想□宗教	
	□氏名	□地位	□資産状況	□支持政党 □主義主張	
人	□住 所		□公租公課	□趣味嗜好 □犯 歴 等	
情	□性 別	□資格	□経済取引	□その他 ()	
	□生年月日	□団体加入	□公的扶助		
報	□国 籍	□賞 罰	□そ の 他	上記事項を取扱う理由	
の	□本 籍	□学業成績	()		
	□続 柄	□勤務成績			
記	□親族関係	□そ の 他			
録	□婚姻離婚	()			
Ø.	□その他	心 身	その他		
0)	()	□健康状態	■防犯カメラ		
内		□容 姿			
容		□病 歴			
		□障がい程度 □そ の 他			
		/			
┃ 個人情 ┣━━━	報の収集方法	□本人 ■本人	以外(本人同意・	法令等・公知性・緊急性・審議会)	
個人情報の収集時期		□定期(月~ 月) ■随時(24時間、365日)			
本人への通知方法		□文書 □ロ頭 □告示 ■通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第4号に該当)			
個人情報の記録形態		□文書 □図画	■電磁媒体〔	□その他()	
備考		届出が必要で	あることを認識	しておらず、提出が遅れた。	

個人情報業務届出書

平成31年2月15日

那覇市長 城間 幹子 様

那覇市長 城間 幹子 (公印省略)

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出	出 担 当 部 課 経済観光部 商工農水課 電話941-7000			941-7000
個人情報管理責任者		商工農水課長		
業務	の名称		館及びなは産業 用した警備業務	支援センターの運営管理にかかる
業務	の目的	施設内の防犯	対策	
個人情	青報の対象者	施設来館者		
業務⊄	開始年月日		日(那覇市IT創造 日(なは産業支援	
		一般的取扱事項	į	制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
個	□個人番号	□職業	□収 入	□思想□宗教
.	□氏 名	□地 位	□資産状況	□支持政党 □主義主張
人	□住 所	□学 歴	□公租公課	□趣味嗜好 □犯 歴 等
情	□性 別	□資格	□経済取引	□その他 ()
報	□生年月日	□団体加入	□公的扶助	
刊 以	□国 籍	□賞 罰	□そ の 他	上記事項を取扱う理由
の	□本 籍	□学業成績	()	
記	□続析	□勤務成績		
	□親族関係	□その他、		
録	□婚姻離婚	() 心 身	その他	
の	□そ の 他 ()		■防犯カメラ	
, t .	,	□降尿仏態□容 姿	■欧売ルトノ による撮影	
内		□		
容		□□障がい程度		
		□その他		
		()		
個人情	報の収集方法	□本人 ■本人	以外(本人同意・	法令等・公知性・緊急性・審議会)
個人情報の収集時期		□定期(月~ ■随時(施設共月	/ * /	立ち入りから立ち去りまで)
本人への通知方法		□文書 □口頭 ■通知不要 (那覇市個人情		・規則第3条第2項第4号に該当)
個人情	報の記録形態	□文書 □図画	■電磁媒体 [□その他()
備		個人情報業務届 いたことによる		することに対する認識が不足して

個人情報業務届出書

平成31年2月1日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出	担当部課	健康部保	是健総務課	電話098-853-7971
個人情報管理責任者		保健総務課長		
業務	の名称		ス性肝炎患者等 ローアップ事業(の重症化予防推進事業で実施して こ関する業務
業務	の目的		検査陽性者を早 防を図ることを1	期治療に繋げ、ウイルス性肝炎患 目的とする。
個人情	青報の対象者	陽性者フォローアップ事業に同意する者		
業務⊄	開始年月日	平成 2	9年4月1日	
		一般的取扱事項	į	制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
個	□個人番号	□職業	□収入	□思想□宗教
	■氏 名	□地 位	□資産状況	□支持政党 □主義主張
人	■住 所	□学 歴	□公租公課	□趣味嗜好 □犯 歴 等
情	■性 別	□資 格	□経済取引	□その他 ()
+=	■生年月日	□団体加入	□公的扶助	
報	□国 籍	□賞 罰	□そ の 他	上記事項を取扱う理由
の	□本 籍	□学業成績	()	
⇒ ¬	□続 柄	□勤務成績		
記	□親族関係	□そ の 他		
録	□婚姻離婚	()		
<i>T</i>	■その他	心身	その他	
の	(電話番号	■健康状態		
内)	□容姿		
容		□病 歴		
41		□障がい程度		
		□その他		
		()		
個人情	報の収集方法	■本人 □本人	以外(本人同意・	法令等・公知性・緊急性・審議会)
個人情報の収集時期		□定期(月~	~ 月) ■随晍	寺(申請時)
本人への通知方法		□文書 □口頭 □通知不要 (那覇市個人怕		規則第3条第2項第 号に該当)
個人情報の記録形態		■文書 □図画	■電磁媒体 [□その他()
備	考	届出が必要と なった	いう制度につい	ての認識をしておらず事後届出に

個人情報業務届出書

平成31年2月1日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出	担当部課	健康部保健総務課		電話098-853-7971		
個人情	報管理責任者	保健総務課長				
業務	の名称	那覇市ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業で実施して いる肝炎ウイルス検査に関する業務				
業務	の目的	利用者の利便性に配慮した肝炎ウイルス検査を実施することに より、肝炎ウイルス陽性者を早期に発見することを目的とする。				
個人情	青報の対象者	肝炎ウイルス検査受検者				
業務♂)開始年月日	平成29年4月1日				
		一般的取扱事項		制限的取扱事項		
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等		
個	□個人番号	□職業	□収 入	□思想□宗教		
1	■氏 名	□地 位	□資産状況	□支持政党 □主義主張		
人	■住 所	□学 歴	□公租公課	□趣味嗜好 □犯 歴 等		
情	■性 別	□資 格	□経済取引	□その他 ()		
報	■生年月日	□団体加入	□公的扶助			
	□国 籍	□賞 罰	□その他	上記事項を取扱う理由		
\mathcal{O}	□本 籍	□学業成績	()			
記	□続柄	□勤務成績				
	□親族関係 □婚姻離婚	□そ の 他 ()				
録	□ M M M M M M M M M M M M M M M M M M M	心 身	 その他			
の	(電話番号	■健康状態				
内		□容姿				
		□病 歴				
容		□障がい程度				
		□そ の 他				
		()				
個人情報の収集方法		■本人 □本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)				
個人情報の収集時期		□定期(月~ 月) ■随時(受検時)				
本人への通知方法		□文書 □ロ頭 □告示 □通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)				
個人情	報の記録形態	■文書 □図画 ■電磁媒体 □その他()				
備考		届出が必要と なった	いう制度につい	ての認識をしておらず事後届出に		

個人情報業務届出書

平成31年2月1日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出	担当部課	健康部保	電話098-853-7971			
個人情	報管理責任者	保健総務課長				
業務	の名称	那覇市風しん抗体検査事業に関する業務				
業務	の目的	市民が風しん抗体検査を無料で受けられる体制を整備し、風しんの予防接種が必要な者へ効率的かつ効果的な接種勧奨を図ることで、風しんの感染予防及びまん延防止、及び先天性風しん症候群(CRS)の発生予防を図ることを目的とする。				
個人情	育報の対象者	風疹抗体検査受検者				
業務σ	開始年月日	平成30年4月1日				
		一般的取扱事項		制限的取扱事項		
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等		
個	□個人番号	□職業	□収 入	□思想□宗教		
	■氏 名	□地 位	□資産状況	□支持政党 □主義主張		
人	■住 所	□学 歴	□公租公課	□趣味嗜好 □犯 歴 等		
情	■性 別	□資 格	□経済取引	□その他 ()		
±n	■生年月日	□団体加入	□公的扶助			
報	□国 籍	□賞 罰	□そ の 他	上記事項を取扱う理由		
の	□本 籍	□学業成績	()			
=	□続 柄	□勤務成績				
記	□親族関係	□そ の 他				
録	□婚姻離婚	()				
_	■そ の 他	心身	その他			
の	(電話番号	□健康状態				
内)	□容 姿				
4		■病 歴				
容		□障がい程度				
		□そ の 他				
		()				
個人情報の収集方法		■本人 □本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)				
個人情報の収集時期		□定期(月~ 月) ■随時(受検時)				
本人への通知方法		□文書 □口頭 □告示 □通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)				
個人情	報の記録形態	■文書 □図画 ■電磁媒体 □その他()				
備		届出が必要という制度についての認識をしておらず事後届出に なった				

個人情報業務届出書

平成30年2月5日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

が朝中個八月和床皮木例第1末第1項の規定により、仏のこねり曲け山より。							
届出担当音	部 課	総務部防災危機管理課 電話 862-0614 (内2023)					
個人情報管理責	賃任者	防災危機管理課長					
業務の名	5 称	那覇市津波避難ビルの防犯カメラの設置及び運用に関すること					
業務の目	1 的	市民等の権利及び利益を保護し、市民等が安心して津波避難ビルを利用できる安全な環境を確保することを目的に那覇市津波避難ビルに防犯カメ					
		ラを設置し、運用する。					
個人情報の対	象者	市民等(那覇市に居住、通勤、通学し、又は那覇市に滞在、通過する者)。					
業務の開始年	月日	平成28年9月1日					
		一般的取扱事項	Ĩ	制限的取扱事項			
基本的	事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等			
□個人都	番号	□職業	□収 入	□思想□宗教			
個 □氏	名	□地 位	□資産状況	□支持政党 □主義主張			
人□住	所	□学 歴	□公租公課	□趣味嗜好 □犯 歴 等			
□性	別	□資格	□経済取引	□その他 ()			
情 □生年』	月日	□団体加入	□公的扶助				
報□国	籍	□賞 罰	□そ の 他	上記事項を取扱う理由			
の □本	籍	□学業成績	()				
□続	柄	□勤務成績					
┃ 記 ┃□親族▮	記□親族関係						
録□婚姻関	雏婚	()					
_ の ■その	他	心身	その他				
内の大力画		□健康状態					
電磁媒1	本)	□容 姿					
容		□病 歴					
		□障がい程度					
		□そ の 他					
		()					
個人情報の収集方法		□本人 ■本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性 審議会)					
個人情報の収集時期		□定期(月~ 月) ■随時(毎日24時間)					
本人への通知方法		□文書 □口頭 □告示 ■通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第4号に該当)					
個人情報の記録形態		□文書 □図画 ■電磁媒体 □その他()					
備考		個人保護条例に基づく届出は認識していたが遅れてしまった。					

個人情報業務廃止届出書

平成 31年 2月 4日

那覇市長 宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	総務部秘書広報課		電話	098-862-994	12	
届出の区分	☑ 廃 止 □ 変更	業務の廃 変更年		平成 31年	2月 4日	
業務の名称及び 開 始 年 月 日	広報なは市民の友H31年1月号掲載 読売ジャイアンツvs日本ハム観戦チケットプレゼント発送業務 平成 31年 1月 4日					
廃止又は変更の 理 由	平成31年2月4日をもっ	ってプレゼン	卜発送完	了したため。		
変更の内容	変更	前	変	更	後	
備 考		,				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄 に記入すること。

那覇市公告第571号 平成 31 年 2 月 18 日 掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条第4項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第8 条の2第2項で準用する同規則第2条第2項の規定に基づき、保有個人情報目的外 利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

保有個人情報(目的外利用 (提供) 届出書

平成31年2月5日

那覇市長 様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	健康部 目的外利用部課 沖縄県 国民健康保険課 又は提供先 国民健康保険課長				
業務の名称	国民健康保険法第45条の2に基づく保険医療機関等の指導監査に 係る「被保険者住所情報」				
利用の区分	□目的外利用 ■提供				
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	■ 平成31年2月5日(火) □随 時()				
目的外利用又は提供 をする保有個人情報 の 内 容	那覇市国民健康保険被保険者に係る住所情報				
■那覇市個人情報保護条例第9条第1項第 5 号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (国、県等の他の行政機関が法令等に基づく事務に関して、 じめ審議会の意見を聴いた場合 類型事項第1に該当) □那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 □番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)					
目的外利用又は提供をする理由	国民健康保険法第45条の2に基づく保険医療機関等の指導監査のため お、提供した個人情報は沖縄県及び九州厚生局沖縄事務所により 使用する。				
届出担当部課	健康部 国民健康保険課 給付G 電話862-4262 内線2505				

保有個人情報(目的外利用・提供)属出書

平成31年2月13日

那覇市長 宛

那覇市教育委員会 教育長 田端 一正

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個力	人情	報保	:有竒	『課	市民文化部 ハイサイ市民課	目的外系 又 は 摂	川用部課 是供先	生涯学習部 生涯学習課	
業	務	Ø	名	称	はたちの記念事業(成人式)				
利	用	Ø	区	分	□目的外利用 ■提供				
目提年	的 外 供	,	用 <i>又</i> す	はる日	■平成30年10月9日 □随 時()				
目的外利用又は提供 新成人対象者(生年月日が平成10年4月2日から平成11年4月 をする保有個人情報 れの平成30年10月1日現在の現住者(外国人含む))の住基 の 内 容 所、方書、氏名(漢字及びカナ)、生年月日、性別、世帯				含む))の住基情報(住					
目提根	的 外 供 拠	を	用 又 す 条	はる項	(平成27年9月29日 答甲第3号にて承認) □ □				
目提理	的 外 供		用 <i>又</i> す	はる由	新成人対象者に対して、成人式の案内通知を発送するため				
届	出扌	且当	部	課	生涯学習部 生涯等	学習課 電	記話 098-91	7-3509(内線2641)	

那覇市公告第580号 平成 31 年 2 月 27 日 掲 示 済

農連市場地区防災街区整備事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書 の縦覧について

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年5月9日法律 第 49 号) 第 143 条第 4 項の規定に基づき、下記事業に係る図書を、同法第 163 条第 6項又は同法第244条第2項の公告の日まで、縦覧に供します。

那覇市長 城 間 幹 子

1 名 称:農連市場地区防災街区整備事業

2 図 書:施行地区及び設計の概要を表示する図書

縦覧場所:那覇市まちなみ共創部まちなみ整備課

(那覇市泉崎1丁目1番1号本庁舎8階)

縦覧時間: 午前8時30分から午後5時15分まで(十・日曜日及び祝日を除く)

那覇市公告第 583 号 平成 31 年 3 月 1 日

那覇市役所本庁舎植栽維持管理業務委託契約の制限付一般競争入札の実施 について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定に基づき、制限付一 般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施 行令」という。)第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により、次のとおり 公告する。

1 入札に付する事項

- (1)業務名那覇市役所本庁舎植栽維持管理業務
- (2)履行場所 那覇市役所本庁舎(以下「本庁舎」という。) 那覇市泉崎1丁目1番1号
- (3)業務の目的 本庁舎外周及び中庭に設置されている植物を常に良好な状態に管理し、庁舎の美観を保つとともに遮熱効果を提供することを目的とする。
- (4) 履 行 期 間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日 ※本事業予算については、平成 31 年度当初予算に計上しているところです。事業の執行については、予算成立が前提となるため、内容等に変更が生じる場合があることを予めご留意ください。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める 資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市「建設業者格付名簿」の業種「造園」に登録されていること。
- (2) 従業員に常勤の者で造園施工管理技術士の資格を有する者が1人以上いること。
- (3) 営業実績が2年以上あること。
- (4) 那覇市の市税を完納していること。
- (5)本市を所在地とする本店、支店及び営業所(以下「営業所等」という。)のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準(平成23年12月5日総務部長決裁)による。
- (6) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (7) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (8)業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (10) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (11) 施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (12) 施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあっては、その事実があった後2年を経過していること。
- (13) 那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号。)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (14) その他市長が必要と認める条件

3 業務委託仕様書の配布期間及び配布場所

配布期間 平成 31 年 3 月 1 日(金) ~ 平成 31 年 3 月 8 日(金)

午前9時~午後4時(正午~午後1時を除く)

(ただし土曜日、日曜日、祝日を除く)

配布場所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎5階

那覇市総務部管財課

- ※窓口でのみ配布します。
- ※本庁舎の駐車場は有料になっています。
- 4 業務委託仕様書等に対する質問及び回答
- (1) 質問期間 平成31年3月1日(金) ~ 平成31年3月8日(金)
- (2) 質問方法 質問書(市様式)を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出する こと。※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。
- (3) 回答日 平成 31 年 3 月 12 日(火)
- (4) 回答方法 仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日 時 平成31年3月19日(火) 午後3時00分受付開始 午後3時10分入札開始
- (2) 場 所 那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所本庁舎5階501会議室 ※本庁舎の駐車場は有料になっています。
- 6 入札時提出書類
- (1)入札書(市様式)
- (2) 代理人が入札する場合にあっては委任状(市様式)
- 7 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第8条第1項に基づき免除することができる。

8 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持 参のうえ提出すること。

- (1) 入札資格審查申請書
- (2)業務実績表(市様式)
- (3) 商業登記簿
- (4) 市税完納証明書
- (5) 所在地確認資料
- (6) 労働保険(労災·雇用)加入証明書
- (7) 社会保険(健康保険·厚生年金保険)加入証明書
- (8) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書(市様式)
- (9) その他市長が必要と認める書類

9 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

- 10 郵送による入札は認めない。
- 11 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

12 お問合せ

那覇市総務部管財課庁舎管理グループ 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話 098-862-9904 FAX 098-862-9352

那覇市公告第 584 号 平成 31 年 3 月 1 日

那覇市役所本庁舎観葉植物等賃貸借契約の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により、次のとおり公告する。

- 1 入札に付する事項
- (1)業務名那覇市役所本庁舎観葉植物等賃貸借
- (2)履行場所 那覇市役所本庁舎(以下「本庁舎」という。) 那覇市泉崎1丁目1番1号
- (3)業務の目的 本庁舎内に観葉植物を設置し、常に状態の良い状況を保 ち来庁する市民に憩いの空間を提供することを目的とする。
- (4) 履 行 期 間 平成31年4月1日から平成32年3月31日 ※本事業予算については、平成31年度当初予算に計上しているところです。 事業の執行については、予算成立が前提となるため、内容等に変更が生じる 場合があることを予めご留意ください。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市「建設業者格付名簿」の業種「造園」に登録されていること。
- (2) 営業実績が2年以上あること。
- (3) 那覇市の市税を完納していること。
- (4)本市を所在地とする本店、支店及び営業所(以下「営業所等」という。)のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準(平成23年12月5日総務部長決裁)による。
- (5) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (6) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (7)業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (9) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (10) 施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (11) 施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあっては、その事実があった後2年を経過していること。
- (12) 那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号。)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (13) その他市長が必要と認める条件
- 3 業務委託仕様書の配布期間及び配布場所

配布期間 平成31年3月1日(金)~平成31年3月8日(金)

午前9時~午後4時(正午~午後1時を除く) (ただし十曜日、日曜日、祝日を除く)

配布場所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎5階

那覇市総務部管財課

※窓口でのみ配布します。

※本庁舎の駐車場は有料になっています。

4 業務委託仕様書等に対する質問及び回答

質問期間 平成31年3月1日(金)~平成31年3月8日(金)

質問方法 質問書(市様式)を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。

回答日 平成31年3月12日(火)

回答方法 仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。

5 入札執行の日時及び場所

日 時 平成31年3月19日(火)

午後4時受付開始 午後4時10分入札開始

場 所 那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所本庁舎5階会議室(501)

※本庁舎の駐車場は有料になっています。

6 入札時提出書類

- (1) 入札書(市様式)
- (2) 代理人が入札する場合にあっては委任状(市様式)

7 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第8条第1項に基づき免除することができる。

8 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持 参のうえ提出すること。

- (1) 入札資格審查申請書
- (2) 業務実績表(市様式)
- (3) 商業登記簿
- (4) 市税完納証明書
- (5) 所在地確認資料
- (6) 労働保険(労災・雇用)加入証明書
- (7) 社会保険(健康保険·厚生年金保険)加入証明書
- (8) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書(市様式)
- (9) その他市長が必要と認める書類

9 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 は無効とします。

10 郵送による入札は認めない。

11 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今 後一定期間の入札参加停止処分とする。

12 お問合せ

那覇市総務部管財課庁舎管理グループ

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-862-9904 FAX 098-862-9352

那覇市公告第 585 号

平成 31 年 3 月 1 日

トイレ洗浄殺菌装置等賃貸借及び保守管理契約の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により、次のとおり公告する。

- 1 入札に付する事項
- (1)業務名 トイレ洗浄殺菌装置等賃貸借及び保守管理契約
- (2)履行場所 那覇市役所本庁舎(以下「本庁舎」という。) 那覇市泉崎1丁目1番1号
- (3)履行期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日 ※本事業予算については、平成31年度当初予算に計上しているところです。 事業の執行については、予算成立が前提となるため、内容等に変更が生じる 場合があることを予めご留意ください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。
- (1)過去2年間に本市その他の官公署とその種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって締結し、実績があること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 地方税及び国税の滞納がないこと。
- (4) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所(以下「営業所等」という。)のいずれかを有していること。
- (5) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (6) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (7)業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (8) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (9) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項の規定する 者に該当しないこと。

- (10) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあっては、その事実があった後2年を経過していること。
- (11) 那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号。)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (12) その他市長が必要と認める条件
- 3 業務委託仕様書の配布期間及び配布場所

配布期間 平成31年3月1日(金)~平成31年3月8日(金) 午前9時~午後4時(正午~午後1時を除く) (ただし土曜日、日曜日、祝日を除く)

配布場所 那覇市泉崎1丁目1番地1号 那覇市役所本庁舎5階 那覇市総務部管財課 ※窓口でのみ配布します。

※本庁舎の駐車場は有料になっています。

4 業務委託仕様書等に対する質問及び回答

質問期間 平成31年3月1日(金)~平成31年3月8日(金)

質問方法 質問書(市様式)を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。

※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。

回答日 平成31年3月12日(火)

回答方法
メールで回答指定のあった業者に対し、メールで回答します。

5 入札執行の日時及び場所

日 時 平成31年3月19日(火) 午後2時受付開始 午後2時10分入札開始

場 所 那覇市泉崎1丁目1番1号 本庁舎5階501会議室 ※本庁舎の駐車場は有料になっています。

- 6 入札時提出書類
- (1)入札書(市様式)
- (2) 代理人が入札する場合にあっては委任状(市様式)
- 7 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第8条第1項に基づき免除。

8 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する額の納付、又は那覇市契約規則第30条第1項第1号に規定する履行保証保険契約を締結すること。

9 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持 参のうえ提出すること。

- (1)入札資格審查申請書
- (2)業務実績表(市様式)
- (3) 商業登記簿
- (4)納税証明書(地方税及び国税の滞納のない証明書)
- (5) 所在地確認資料
- (6) 労働保険(労災·雇用)加入証明書
- (7) 社会保険(健康保険・更正年金保険)加入証明書
- (8) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書(市様式)
- (9) その他市長が必要と認める書類

10 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入 札は無効とします。

11 郵送による入札は認めない。

12 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今 後一定期間の入札参加停止処分とする。

13 お問合せ

那覇市総務部管財課庁舎管理グループ 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話 098-862-9904 FAX 098-862-9352

那覇市公告第 586 号 平成 31 年 3 月 1 日

那覇市役所本庁舎消防用設備保守点検業務委託の制限付一般競争入札の実 施について(長期継続契約)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定に基づき、制限付一 般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施 行令」という。)第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により、次のとおり 公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 入札に付する事項
- (1) 契約案件名 那覇市役所本庁舎消防用設備保守点検業務委託
- (2)履行場所 那覇市役所本庁舎(以下「本庁舎」) 那覇市泉崎1丁目1番1号
- (3)履行対象 本庁舎消防設備等
- (4) 履行期間 平成31年4月1日から平成33年3月31日
- (5) 長期継続契約

この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約 を定める条例(平成21年那覇市条例第41号)第2条第2号の規定に基づく 長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、 各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約 を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった 場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

(6) 目 的

> 那覇市役所本庁舎に設置してある消防用設備を常に良好な状態に維持し、 万一の火災等発生時に備えるとともに、不具合の発生を未然に防止するため、 定期点検及び故障対策を実施する。

- (7) 主な概要
 - ・消防法に基づく点検及び関係機関への報告
 - ・地下タンク及び埋設配管圧力検査業務
 - 防災管理点檢

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市「建設業者格付名簿」の業種「消防施設」に登録されていること。
- (2) 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2ヵ年度において、建築物における消防用設備の保守点検業務を元請として実施した実績があり、当該期間における年度平均の受注金額が50万円以上あること。
- (3) 従業員に次の資格を有する者がいること。
 - ・消防設備士免状(甲種1~5類及び乙種6類)
 - ·第1種消防設備点検資格者免状
 - ·第2種消防設備点検資格者免状
 - · 防災管理点検資格者免状
 - ・危険物取扱者免状(乙種4類又は甲種)
- (4) 那覇市の市税を完納していること。
- (5)本市を所在地とする本店、支店及び営業所(以下「営業所等」という。)のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準(平成23年12月5日総務部長決裁)による。
- (6) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (7) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (8) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続き 開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づ く再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (10) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (11) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (12) 地方自治法施行令第 167 条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあっては、その事実があった後2年を経過していること。
- (13) 那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号。)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (14) その他市長が必要と認める条件
- 3 業務委託仕様書の配布期間及び配布場所

配布期間 平成31年3月1日(金)~平成31年3月8日(金) 午前9時~午後4時(正午~午後1時を除く) (ただし土曜日、日曜日、祝日を除く)

配布場所 那覇市泉崎1丁目1番1号 本庁舎5階

那覇市総務部管財課

※窓口でのみ配布します。

※本庁舎の駐車場は有料になっています。

4 業務委託仕様書等に対する質問及び回答

質問期間 平成31年3月1日(金)~平成31年3月8日(金)

質問方法 質問書(市様式)を那覇市総務部管財課へ電子メールで 提出すること。

※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。

回 答 日 平成31年3月12日(火)

回答方法 仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答し ます。

5 入札執行の日時及び場所

日 時 平成31年3月20日(水)

午後3時00分受付開始 午後3時10分入札開始

場 所 那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市役所本庁舎6階(601会議室)

※本庁舎の駐車場は有料になっています。

6 入札時提出書類

- (1)入札書(市様式)
- (2) 代理人が入札する場合にあっては委任状(市様式)

7 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第8条第1項に基づき免除する

8 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する額の納付、又は那覇市契約規則(昭和46年 那覇市規則第13号)第30条第1項第1号に規定する履行保証保険契約を締結す ること。

9 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参 のうえ提出すること。

- (1) 入札資格審查申請書
- (2)業務実績表(市様式)
- (3) 商業登記簿
- (4) 市税完納証明書
- (5) 所在地確認資料
- (6) 労働保険(労災·雇用)加入証明書
- (7) 社会保険(健康保険・厚生年金保険)加入証明書
- (8) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し
- (9) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書(市様式)
- (10) その他市長が必要と認める書類

10 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び「2 入札に参加する者に必要な 資格に関する事項」に違反した入札は無効とします。

- 11 郵送による入札は認めない。
- 12 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

13 お問合せ

那覇市 総務部 管財課 庁舎管理G 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話 098-862-9904 FAX 098-862-9352

那覇市公告第 587 号 平成 31 年 3 月 1 日

那覇市役所本庁舎エスカレーター保守点検業務委託の制限付一般競争入札 の実施について(長期継続契約)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により、次のとおり公告する。

- 1 入札に付する事項
- (1)業務名 那覇市役所本庁舎エスカレーター保守点検業務委託
- (2)履行場所那覇市役所本庁舎(以下「本庁舎」)那覇市泉崎1丁目1番1号
- (3) 履 行 対 象 エスカレーター4基(型式:S1000TE-D)
- (4)履行期間平成31年4月1日から平成33年3月31日

(5) 長期継続契約

この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を 定める条例(平成21年那覇市条例第41号)第2条第2号の規定に基づく長期 継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度 における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続す るものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この 契約を変更又は解除することができるものとする。

(6)目的

本庁舎に設置しているエスカレーター4基を正常かつ良好な運転状態に保っため、定期点検及び故障対策を実施する。

(7) 主な概要

- ・技術員による月に1回の巡回点検整備
- 法定定期検査
- ・不時の故障等が発生したときの点検及び修理(24時間制)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市建設工事等競争入札参加者資格に関する規定に基づく「建設業者格付 名簿」の業種「機械器具設置」に登録していること。
- (2) 那覇市の市税を完納していること。
- (3)本市を所在地とする本店、支店及び営業所(以下「営業所等」という。)のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準(平成23年12月5日総務部長決裁)による。
- (4) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (5) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (6) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続き 開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づ く再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (9) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (10) 地方自治法施行令第 167 条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあっては、その事実があった後2年を経過していること。
- (11) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第1号。)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (12)「昇降機検査資格者」資格を有し、かつ、同一規模の保守点検実務経験が3 年以上ある者が3人以上在職していること。
- (13) 制服制度があること。

(14) その他市長が必要と認める条件

3 業務委託仕様書の配布期間及び配布場所

配布期間 平成31年3月1日(金)~平成31年3月8日(金) 午前9時~午後4時(正午~午後1時を除く) (ただし土曜日、日曜日、祝日を除く)

配布場所 那覇市泉崎1丁目1番1号 本庁舎5階 総務部管財課 ※窓口でのみ配布します。 ※本庁舎の駐車場は有料になっています。

4 業務委託仕様書等に対する質問及び回答

質問期間 平成31年3月1日(金)~平成31年3月8日(金)

質問方法 質問書(市様式)を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出す ること。

※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。

回 答 日 平成31年3月12日(火)

回答方法
仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。

5 入札執行の日時及び場所

日 時 平成31年3月19日(火) 午前 10 時 00 分受付開始 午前 10 時 10 分入札開始 場 所 那覇市泉崎1-1-1 那覇市本庁舎5階会議室(501) ※本庁舎の駐車場は有料になっています。

- 6 入札時提出書類
- (1) 入札書(市様式)
- (2) 代理人が入札する場合にあっては委任状(市様式)
- 7 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第8条第1項に基づき免除する。

8 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する額の納付、又は那覇市契約規則(昭和46年 那覇市規則第13号)第30条第1項第1号に規定する履行保証保険契約を締結す ること。

9 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持 参のうえ提出すること。

- (1) 入札資格審查申請書
- (2)業務実績表(市様式)
- (3) 商業登記簿
- (4) 市税完納証明書

- (5) 所在地確認資料
- (6) 労働保険(労災・雇用)加入証明書
- (7) 社会保険(健康保険・厚生年金保険)加入証明書
- (8) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し
- (9) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書(市様式)
- (10) その他市長が必要と認める書類
- 10 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 は無効とします。

- 11 郵送による入札は認めない。
- 12 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今 後一定期間の入札参加停止処分とする。

13 お問合せ

那覇市総務部 管財課 庁舎管理G 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話 098-862-9904 FAX 098-862-9352

那覇市公告第588号 平成 31 年 3 月 1 日

那覇市役所本庁舎エレベーター保守点検業務委託の制限付一般競争入札の 実施について(長期継続契約)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定に基づき、制限付一 般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施 行令」という。)第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により、次のとおり 公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 入札に付する事項
- (1)業務名 那覇市役所本庁舎エレベーター保守点検業務委託
- (2)履行場所那覇市役所本庁舎(以下「本庁舎」)那覇市泉崎1丁目1番1号
- (3)履行対象 エレベーター4基
- (4)履行期間平成31年4月1日から平成33年3月31日
- (5) 長期継続契約

この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を 定める条例(平成21年那覇市条例第41号)第2条第2号の規定に基づく長期 継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度 における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続す るものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この 契約を変更又は解除することができるものとする。

(6) 目 的

本庁舎に設置しているエレベーター4基を正常かつ良好な運転状態に保つ ため、定期点検及び故障対策を実施する。

- (7) 主な概要
 - ・技術員による3ヶ月に1回の巡回点検整備
 - ・監視診断装置による毎月1回の点検、又は技術員による毎月1回の巡回点検
 - ・不時の故障等が発生したときの点検及び修理(24時間体制)
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市建設工事等競争入札参加者資格に関する規定に基づく「建設業者格付 名簿」の業種「機械器具設置」に登録していること。
- (2) 那覇市の市税を完納していること。
- (3)本市を所在地とする本店、支店及び営業所(以下「営業所等」という。)のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準(平成23年12月5日総務部長決裁)による。
- (4) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (5) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (6)業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (9) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定する 者に該当しないこと。
- (10) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあっては、その事実があった後2年を経過していること。

- (11) 那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号。)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (12)「昇降機検査資格者」資格を有し、かつ、同一規模の保守点検実務経験が3年 以上のある者が3人以上在職していること。
- (13) 制服制度があること。
- (14) その他市長が必要と認める条件
- 3 業務委託仕様書の配布期間及び配布場所

配布期間 平成31年3月1日(金)~平成31年3月8日(金) 午前9時~午後4時(正午~午後1時を除く) (ただし土曜日、日曜日、祝日を除く)

配布場所 那覇市泉崎1丁目1番1号 本庁舎5階 那覇市総務部管財課 ※窓口でのみ配布します。 ※本庁舎の駐車場は有料になっています。

4 業務委託仕様書等に対する質問及び回答

質問期間 平成31年3月1日(金)~平成31年3月8日(金)

質問方法 質問書(市様式)を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。 ※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。

回答日平成31年3月12日(火)

回答方法
仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。

- 5 入札執行の日時及び場所
 - 日 時 平成 31 年 3 月 19 日 (火) 午前 11 時 00 分受付開始 午前 11 時 10 分入札開始
 - 場 所 那覇市泉崎1-1-1 本庁舎5階会議室 (501) ※本庁舎の駐車場は有料になっています。
- 6 入札時提出書類
 - (1) 入札書(市様式)
 - (2) 代理人が入札する場合にあっては委任状(市様式)
- 7 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第8条第1項に基づき免除する。

8 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 に相当する額の納付、又は那覇市契約規則(昭和 46 年那覇市規則第 13 号)第 30 条第 1 項第 1 号に規定する履行保証保険契約を締結すること。

9 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで 持参のうえ提出すること。

- (1)入札資格審査申請書
- (2)業務実績表(市様式)
- (3) 商業登記簿
- (4) 市税完納証明書
- (5) 所在地確認資料
- (6) 労働保険(労災・雇用)加入証明書
- (7) 社会保険(健康保険·厚生年金保険)加入証明書
- (8) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し
- (9) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書(市様式)
- (10) その他市長が必要と認める書類

10 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入 札は無効とします。

11 郵送による入札は認めない。

12 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今 後一定期間の入札参加停止処分とする。

13 お問合せ

那覇市総務部 管財課 庁舎管理G 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話 098-862-9904 FAX 098-862-9352

那覇市公告第 589 号

平成 31 年 3 月 1 日

那覇市役所本庁舎空調設備保守点検業務委託の制限付一般競争入札の実施について(長期継続契約)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 入札に付する事項
- (1)業務名 那覇市役所本庁舎空調設備保守点検業務委託
- (2)履行場所 那覇市役所本庁舎(以下「本庁舎」) 那覇市泉崎1丁目1番1号
- (3)履行対象 空調機型式(EHP方式、GHP方式)
- (4) 履行期間 平成31年4月1日から平成33年3月31日まで
- (5) 長期継続契約

この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を 定める条例(平成21年那覇市条例第41号)第2条第2号の規定に基づく長期 継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度 における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続す るものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この 契約を変更又は解除することができるものとする。

(6)目 的 本庁舎に設置している空調設備を常に良好な状態に維持すると ともに、故障を未然防止に図るために実施する。

(7) 主な概要

- ・保全技術員による年1回のシーズンイン点検(4月)
- ・保全技術員による年3回のシーズンオン点検(5~10月)
- 不時の故障等が発生したときの点検及び修理
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める 資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市建設工事等競争入札参加者資格に関する規定に基づく「建設業者格付 名簿」の業者「管」に登録していること。
- (2) 那覇市の市税を完納していること。
- (3)本市を所在地とする本店、支店及び営業所(以下「営業所等」という。)のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準(平成23年12月5日総務部長決裁)による。
- (4) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (5) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (6)業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (8)経営及び信用の状況が良好であること。
- (9) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定する 者に該当しないこと。
- (10) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあっては、その事実があった後2年を経過していること。
- (11) 那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号。)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (12) 制服制度があること。
- (13) その他市長が必要と認める条件
- 3 業務委託仕様書の配布期間及び配布場所

配布期間 平成31年3月1日(金)~平成31年3月8日(金) 午前9時~午後4時(正午~午後1時を除く) (ただし土曜日、日曜日、祝日を除く)

配布場所 那覇市泉崎1丁目1番1号 本庁舎5階 総務部管財課 ※窓口でのみ配布します。 ※本庁舎の駐車場は有料になっています。

4 業務委託仕様書等に対する質問及び回答

質問期間 平成31年3月1日(金)~平成31年3月8日(金)

質問方法 質問書(市様式)を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。

※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。

回 答 日 平成31年3月12日(火)

回答方法 仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。

5 入札執行の日時及び場所

日 時 平成 31 年 3 月 20 日 (水) 午後 4 時 30 分受付開始 午後 4 時 40 分入札開始

場 所 那覇市泉崎1-1-1 那覇市本庁舎6階 601会議室 ※本庁舎の駐車場は有料になっています。

6 入札時提出書類

- (1) 入札書(市様式)
- (2) 代理人が入札する場合にあっては委任状(市様式)

7 入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第8条第1項に基づき免除する。

8 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する額の納付、又は那覇市契約規則(昭和46年 那覇市規則第13号)第30条第1項第1号に規定する履行保証保険契約を締結す ること。

9 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。

- (1)入札資格審査申請書
- (2)業務実績表(市様式)
- (3) 商業登記簿
- (4) 市税完納証明書
- (5) 所在地確認資料
- (6) 労働保険(労災·雇用)加入証明書
- (7) 社会保険(健康保険·厚生年金保険)加入証明書
- (8) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し
- (9) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書(市様式)
- (10) その他市長が必要と認める書類

10 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入 札は無効とします。

11 郵送による入札は認めない。

12 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

13 お問合せ

那覇市総務部 管財課 庁舎管理G 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話 098-862-9904 FAX 098-862-9352

那覇市公告第 590 号 平成 31 年 3 月 1 日

那覇市役所真和志庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託の入札の実施について(長期継続契約)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1)業務名 那覇市役所真和志庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託
- (2)履行場所 那覇市役所真和志庁舎
- (3) 履行期間 平成31年4月1日から平成33年3月31日まで
- (4) 長期継続契約

この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を 定める条例(平成21年那覇市条例第41号)第2条第2項の規定に基づく長期 継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度 における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続す るものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この 契約を変更又は解除することができるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 那覇産業保安監督事務所の「電気保安法人名簿」に登録されていること。
- (2) 営業実績が2年以上あること。
- (3) 那覇市の市税を完納していること。
- (4) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所(以下「営業所等」という。)のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準(平成23年12月5日総務部長決裁)による。
- (5) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。

- (6) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (7)業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (8) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (9) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定する 者に該当しないこと。
- (10) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められ たものにあっては、その事実があった後2年を経過していること。
- (11) 那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号。)第2条第1号に規定 する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係し ていないこと。
- (12) その他市長が必要と認める条件
- 3 業務委託仕様書の配布期間及び配布場所

配布期間 平成31年3月1日(金)~平成31年3月8日(金) 午前9時~午後4時(正午~午後1時を除く) (ただし土曜日、日曜日、祝日を除く)

配布場所 那覇市泉崎1丁目1番地1号 本庁舎5階 那覇市総務部管財課

※窓口でのみ配布します。

※本庁舎の駐車場は有料になっています。

4 業務委託仕様書等に対する質問及び回答

質問期間 平成31年3月1日(金)~平成31年3月8日(金)

質問方法 質問書(市様式)を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出するこ

※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。

回答日平成31年3月12日(火)

回答方法
仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。

- 5 入札執行の日時及び場所
 - 日 時 平成31年3月20日(金)

午前 11 時 00 分受付開始 午前 11 時 10 分入札開始

場 所 那覇市泉崎1丁目1番1号 本庁舎6階601会議室 ※本庁舎の駐車場は有料になっています。

- 6 入札時提出書類
- (1)入札書(市様式)
- (2) 代理人が入札する場合にあっては委任状(市様式)
- (3) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書(市様式)
- 7 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項の規定に基づく場合は免除することができる。

8 資格審査書類の提出(落札候補者のみ提出)

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持 参のうえ提出すること。

- (1)入札資格審查申請書
- (2)業務実績表(市様式)
- (3) 商業登記簿
- (4) 市税完納証明書
- (5) 所在地確認資料
- (6) 労働保険(労災·雇用)加入証明書
- (7) 社会保険(健康保険·厚生年金保険)加入証明書
- (8) その他市長が必要と認める書類

9 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入 札は無効とします。

10 郵送による入札は認めない。

11 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今 後一定期間の入札参加停止処分とする。

12 お問合せ

那覇市総務部管財課庁舎管理グループ 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番地1号 電話 098-862-9904 FAX 098-862-9352

那覇市公告第 591 号 平成 31 年 3 月 1 日

平成31年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託に係る入札の実施について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6、那覇市契約規則(平成26年那覇市規則第59号)第4条第1項及び那覇市上下水道局契約事務規程(平成17年那覇市水道局規程第1号)第5条第1項の規定により、次のように公告する。

那 覇 市 長 城間 幹子 那覇市上下水道事業管理者 兼次 俊正

1 入札に付する事項

(1) 件 名 ①平成31年度那覇市庁舎等清掃業務委託

(別表1「清掃業務委託案件一覧」のとおり)

②平成31年度那覇市庁舎等警備業務委託

(別表2「警備業務委託案件一覧」のとおり)

(2) 施 設 名 別表1、別表2のとおり

(3) 履行内容 各業務委託の仕様書のとおり

(仕様書は入札説明会にて配布)

(4) 契約予定日 平成31年4月1日

(5) 履行期間 別表1、別表2のとおり

(6) 特記事項 長期継続契約案件の入札及び契約には、次の条件を付す。

ア 各年度における長期継続契約の経費の範囲内で契約 を締結又は継続するものであること。

イ 予算の減額又は削除による契約の変更又は解除の場合があること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務の委託に係る競争入札参加者の資格 等に関する要綱第5条第1項の名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあっては、その事実があった後2年を経過していること。
- (4) 本市を所在とする本店、支店及び営業所のいずれかを有し、かつ沖縄県内に本店があること。
- (5) 警備業務にあっては沖縄県公安委員会の認定を受けていること。

- (6) 清掃業務にあっては沖縄県知事の登録を受けていること。
- (7) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第1号)第2条第1号の暴力 団又は、同条第2号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係してい ないこと。
- (8) 本市において指名停止の措置を受けていないこと。
- (9) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7年政令第372号)第2条第2号の欧州連合の供給者については、清掃業務 委託(別表1)の案件番号2「公設市場清掃業務委託」に限り、上記(1) (4) にかかわらず、次のとおり取り扱うものとする。
 - ①上記(1)に係る名簿に登載がない欧州連合の供給者が、那覇市庁舎等清掃 業務委託競争入札参加資格審査申請を行う場合は、次のア・イの方法による こと。
 - ア 申請書配布及び受付期間:

平成31年3月1日(金)~平成31年3月15日(金)

- イ 申請書配布方法: 当市ホームページからダウンロード ※法制契約課窓口でも受け取ることができます。
- ②上記(4)を要件としないこと。
- 3 契約条項を示す場所 各案件の所管課(別表1、別表2のとおり)

4 入札説明会の日時・場所

	清掃業務委託	警備業務委託
	平成31年3月7日(木)	平成31年3月7日(木)
日時	受付 午前9時	受付 午後1時30分
	説明 午前9時10分	説明 午後1時40分
場所	那覇市役所本庁舎 (那覇市泉崎1	7.7

5 入札執行の日時など

(1) 入札執行の日時・場所

	清掃業務委託	警備業務委託
日時	平成 31 年 3 月 22 日(金) 受付 午前 9 時	平成 31 年 3 月 22 日(金) 受付 午後 1 時 30 分
	入札 午前9時10分	入札 午後1時40分
場所		12 階 第 1 研修室 丁目 1 番 1 号)

- (2) 入札時提出書類
 - ア 入札書(本市様式)
 - イ 代理人が入札する場合にあっては委任状(本市様式)
- (3) 特記事項

この公告は、平成 31 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準

備手続であり、本入札案件は、平成31年度当初予算成立後に効力を生じる

案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場 合は、入札を延期又は中止する場合がある。

6 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第2号及び那覇市上下水道局契約事務規程第8 条第1項第2号の規定に基づき免除する。

7 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の代理をしてなした 入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札 (10)
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札の場合は、当該再度入札に係る案件の初度(3回目の場合は、初 度及び2回目)の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) 落札の件数制限に違反した入札
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札

8 落札の件数制限

落札できる件数は、清掃業務委託及び警備業務委託のそれぞれにおいて次の 表のとおりとする。

なお、落札の件数制限は、本入札において落札した案件を対象とする。(平 成 30 年度以前の契約で複数年契約(長期継続契約等)は、落札の制限の対象 とはしない。)

	清 掃	警 備
	A級1件及びB級1件	A級1件及びB級1件
	A級1件及びC級1件	A級1件及びC級1件
Aランクの者	B級2件	B級2件
	B級1件及びC級1件	B級1件及びC級1件
	C級2件	C級2件
Dランカの学	B級1件	B級1件
Bランクの者	C級2件	C級2件
Cランクの者	C級1件	C級1件

9 落札決定後の提出書類(落札者のみ提出)

落札者は、指定された期日までに最低賃金遵守誓約書(本市様式)を各案件 の所管課へ提出すること。

10 正当報酬受領証の提出

契約を締結した者は、各案件の仕様書又は契約書に定めるとおり、正当報酬 受領証を提出すること。

11 お問合せ先

那覇市 総務部 法制契約課 物品契約グループ 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 電話 098-951-3253 FAX 098-894-8974

別表1:清掃業務委託案件一覧

安任						層行期間	
· - - - - -	等級	件名	施設名	契約形態	開始年月日	終了年月日	- 所管課
	A級	那覇市公民館,図書館清掃業務 委託	那覇市公民館·図書館 7館	単年度	平成31年4月1日	平成32年3月31日	中央公民館
2	A級	公設市場清掃業務委託	公設市場	長期継続 契約	平成31年4月1日	平成34年3月31日	なはまち振興課
3	B級	那覇市上下水道局庁舎清掃業 務委託	那覇市上下水道局庁 舎	長期継続 契約	平成31年4月1日	平成34年3月31日	上下水道局総 務課
4	B級	平成 31 年度交通広場及び道路 情報センター清掃業務委託	交通広場及び道路情報センター	債務負担 行為	平成31年4月1日	平成32年3月31日	道路管理課
5	C級	那覇市 IT 創造館清掃業務委託	那覇市 IT 創造館	長期継続 契約	平成31年4月1日	平成33年3月31日	商工農水課
9	C級	壺屋焼物博物館清掃業務委託	壺屋焼物博物館	単年度	平成31年4月1日	平成32年3月31日	文化財課
2	C級	那覇市津波避難ビル清掃業務委 託	那覇市津波避難ビル	長期継続 契約	平成31年4月1日	平成33年3月31日	防災危機管理 課
8	C級	那覇市公衆便所等清掃及び保 守管理業務委託	那覇市公衆便所 3 箇 所	単年度	平成31年4月1日	平成32年3月31日	クリーン推進課
6	C級	消防局庁舎清掃業務委託	那覇市消防局庁舎	単年度	平成31年4月1日	平成32年3月31日	消防局総務課
10	C級	首里支所庁舎清掃業務委託	那覇市首里支所庁舎	長期継続 契約	平成31年4月1日	平成33年3月31日	ハイサイ市民課首 里支所
11	C級	小禄支所庁舎清掃業務委託	那覇市小禄支所庁舎	長期継続 契約	平成31年4月1日	平成 32 年7月 31 日	ハイザイ市民課小 禄支所
12	C級	那覇市歴史博物館清掃業務委 託	那覇市歴史博物館	単年度	平成31年4月1日	平成32年3月31日	文化財課
13	C級	路上喫煙禁止地区設置灰皿及 び広場清掃委託契約	路上喫煙禁止地区設 置灰皿及びてんぶす 那覇前広場	単年度	平成31年4月1日	平成32年3月31日	観光課

別表2:警備業務委託案件一覧

案件	Andre Joss	2.3	4		履行	履行期間	HT JAY 1.1
無	# 数	作 名	角殼名	吳刹形監	開始年月日	終了年月日	
1	A級	なは市民協働プラザ警備業 務委託	なは市民協働プラザ	単年度	平成31年4月1日	平成 32 年 3 月 31 日	まちづくり協働推進 課
67	A級	那覇市公民館,図書館警備業務委託	①中央図書館・公民館②牧志駅前ほしぞら図書館・公民館③小禄南図書館・公民館④首里図書館・公民館⑤若狭図書館・公民館⑥石満図書館・公民館①不満図書館・公民館①不満図書館・公民館	長期継続契約	平成 31 年 4 月 1 日	平成 33 年 3 月 31 日	中央図書館
လ	A級	公設市場警備保安業務委託	公設市場	長期継続契約	平成31年4月1日	平成34年3月31日	なけまち振興課
4	A級	壺屋焼物博物館警備·料金 徵収·展示室監視業務委託	壺屋焼物博物館	単年度	平成31年4月1日	平成 32 年 3 月 31 日	文化財課
5	A級	玉陵, 識名園警備業務委託	王陵・識名園	単年度	平成31年4月1日	平成32年3月31日	文化財課
9	B級	都市公園巡回警備業務委託	那覇市内の公園	単年度	平成31年4月1日	平成32年3月31日	公園管理課
2	B級	首里支所庁舎警備業務委託	那覇市首里支所庁舎	長期継続契約	平成31年4月1日	平成33年3月31日	ハイサイ市民課首里 支所
∞	B級	小禄支所庁舎警備業務委託	那覇市小禄支所庁舎	長期継続契約	平成31年4月1日	平成 32 年 7 月 31 日	ハイサイ市民課小禄支所
6	B級	那覇市 IT 創造館警備業務委 託	那覇市 IT 創造館	長期継続契約	平成 31 年 4 月 1 日	平成33年3月31日	商工農水課
10	C級	那覇市民会館警備業務委託	那覇市民会館	単年度	平成31年4月1日	平成32年3月31日	文化振興課
11	C簽	平成 31 年度おもろまち交通 広場道路情報センター警備 業務委託	おもろまち交通広場道路情報センター	債務負担行為	平成31年4月1日	平成 32 年 3 月 31 日	道路管理課
12	C級	那覇市学校給食センター警備 業務委託	首里給食センター、小禄給食センター、真 和志給食センター	長期継続契約	平成31年4月1日	平成34年3月31日	学校給食課
13	C級	那覇市津波避難ビル機械警 備保安業務委託	津波避難ビル	長期継続契約	平成31年4月1日	平成33年3月31日	防災危機管理課

那覇市公告第592号 平成 31 年 3 月 1 日

那覇市保健所空調設備保守管理業務の入札の実施について

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、 地方自治法施行令第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により、次のよう に公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 入札に付する事項
 - (1)業務名:那覇市保健所施設空調設備保守管理業務委託
 - (2)履行場所:那覇市保健所(那覇市与儀1丁目3番21号)
 - (3)履行内容:別紙仕様書による
 - (4) 契約予定日: 平成31年4月1日
 - (5) 契約期間:平成31年(2019年)4月1日~ 平成32年(2020年)3月31日
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 那覇市建設工事等競争入札参加者資格に関する規定に基づく建設業者格 付名簿の業種「管」に登録していること。
 - (2) 過去2年間に官公庁の施設で空調設備保守管理業務の請負実績があるこ と。
- 3 入札説明会の日時及び場所

日時: 平成31年3月12日(火)午前10時

場所:那覇市与儀1丁目3番21号

那覇市保健所3階 多目的室A

- 4 入札説明会時提出書類
 - $2.(1)\sim(2)$ が確認できる書類
- 5 入札執行の日時及び場所

日時: 平成31年3月26日(火)午前10時

場所:那覇市与儀1丁目3番21号

那覇市保健所 3 階 多目的室A

6 入札時提出書類

- (1)入札書(市様式)
- (2) 代理人が入札する場合にあっては委任状(市様式)

7 入札保証金

入札保証金は免除(那覇市契約規則第8条第1項第3号)

8 入札の無効

次の事項に該当する場合は、その者の入札を無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者が行ったとき
- (2) 委任状を持参しない代理人が行ったとき
- (3) 入札書の日付が、入札の年月日と合わないとき
- (4) 入札書に記名押印 (代表者印は登録印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印) を欠いたとき
- (5) 入札書の表記金額を訂正したとき、又は¥マークの記載がないとき
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき
- (7) 明らかに談合と認められるとき
- (8) 他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者が行ったとき
- (9) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用したとき
- (10) その他入札に関する条件に違反したとき
- 9 郵送による入札は認めない

10 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今 後一定期間の入札参加停止処分とする。

11 お問合せ

那覇市健康部保健総務課保健総務グループ 担当 与那覇 〒902-0076 那覇市与儀1丁目3番21号 電話098-853-7964 FAX 098-853-7965

那覇市公告第593号 平成 31 年 3 月 1 日

那覇市保健所施設環境衛生管理業務委託の入札の実施について

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、 地方自治法施行令第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により、次のよう に公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 入札に付する事項
 - (1)業務名:那覇市保健所施設環境衛生管理業務委託
 - (2)履行場所:那覇市保健所(所在地:那覇市与儀1丁目3番21号)
 - (3)履行内容:別紙仕様書による
 - (4) 契約予定日: 平成31年4月1日
 - (5)履行期間: 平成31年(2019年)4月1日から 平成32年(2020年)3月31日まで
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第7号 及び第8号の登録があること。
 - (2) 那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関 する要綱第5条第1項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿に 登録されていること。
 - (3) 過去2年間に官公庁の施設で環境衛生管理業務もしくは清掃業務の請負 実績があること。
 - (4) 建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者がいること。
- 3 入札説明会の日時及び場所
 - 日 時 平成31年3月12日(火) 午前11時
 - 場 所 那覇市与儀1丁目3番21号 那覇市保健所 3 階 多目的室 A
- 4 入札説明会時提出書類
 - $2.(1)\sim(4)$ が確認できる書類

5 入札執行の日時及び場所

日 時 平成 31 年 3 月 26 日(火) 午前 11 時

場 所 那覇市与儀1丁目3番21号 那覇市保健所 3 階 多目的室A

6 入札時提出書類

- (1)入札書(市様式)
- (2) 代理人が入札する場合にあっては委任状(市様式)

7 入札保証金

入札保証金は免除(那覇市契約規則第8条第1項第3号)

8 入札の無効

次の事項に該当する場合は、その者の入札を無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者が行ったとき
- (2) 委任状を持参しない代理人が行ったとき
- (3) 入札書の日付が、入札の年月日と合わないとき
- (4) 入札書に記名押印(代表者印は登録印鑑届出印、代理人の場合は代理人 の印)を欠いたとき
- (5) 入札書の表記金額を訂正したとき、又は¥マークの記載がないとき
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき
- (7) 明らかに談合と認められるとき
- (8) 他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者が行ったとき
- (9) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用したとき
- (10) その他入札に関する条件に違反したとき
- 9 郵送による入札は認めない。

10 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今 後一定期間の入札参加停止処分とする。

11 お問合せ

那覇市健康部保健総務課保健総務グループ 担当 与那覇 〒902-0076 那覇市与儀1丁目3番21号 電話 098-853-7964 FAX 098-853-7965

消防局訓令

那覇市消防局訓令第1号 平成 31年2月12日 公 表 済

那覇市消防安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 消 防 局局長 島 袋 弘 樹

那覇市消防安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

那覇市消防安全衛生管理規程(平成29年消防局訓令第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

(総括安全衛生管理者)

第4条 「略]

- 2 [略]
- を、総括安全衛生管理代理者には、中央 消防署長をもって充てる。

(安全衛生管理員)

- 第15条 消防局及び消防署において、次に | 第15条 [略] 掲げる者をもって安全衛生管理員を選任 する。
 - (1) [略]
 - (2) 署においては、各警備の消防司令 (中央消防署の指揮隊配置の消防司令は 除く。)
- 2 [略]

(健康診断の項目)

- 第26条 採用時健康診断は、次に掲げる項 | 第26条 [略] 目について行う。
 - $(1) \sim (2)$ [略]
 - (3) 身長、体重、腹囲、視力及び聴力(1) 000〜ルツ及び4000〜ルツの音に係る 聴力をいう。次条第1項第3号において 同じ。)の検査
 - $(4) \sim (5)$ 「略]
 - (6) 血色素量及び赤血球数の検査(次条 第1項第6号において「貧血検査」とい う。)
 - (7) 血清グルタミックオキサロアセチ ックトランスアミナーゼ(GOT)、血清グ ルタミックピルビックトランスアミナ ーゼ(GPT)及びガンマーグルタミルト ランスペプチダーゼ(γ-GTP)の検査 (次条第1項第7号において「肝機能検 査」という。)

(総括安全衛生管理者)

第4条 「略]

- 2 [略]
- 3 総括安全衛生管理者には、消防局次長 | 3 総括安全衛生管理者には、消防局次長 を、総括安全衛生管理代理者には、総務 課長をもって充てる。

(安全衛生管理員)

- (1) [略]
- (2) 署においては、消防係の消防司令
- 2 [略]

(健康診断の項目)

- (1)~(2) [略]
- (3) 身長、体重、腹囲、視力及び聴力(1 - 000〜ルツ及び4000〜ルツの音に係る 聴力をいう。次項第3号において同じ。) の検査
- $(4) \sim (5)$ 「略]
- (6) 血色素量及び赤血球数の検査(次項 第6号において「貧血検査」という。)
- (7) 血清グルタミックオキサロアセチ ックトランスアミナーゼ(GOT)、血清グ ルタミックピルビックトランスアミナ ーゼ(GPT)及びガンマーグルタミルト ランスペプチダーゼ(γ-GTP)の検査 (<u>次項第7号</u>において「肝機能検査」と いう。)

(8) 低比重リポ蛋白コレステロール(LD | Lコレステロール)、高比重リポ蛋白コ レステロール(HDLコレステロール)及 び血清トリグリセライドの量の検査 (次条第1項第8号において「血中脂質検 査」という。)

(9) 「略]

(10) 尿中の当及び蛋白の有無の検査 (次条第1項第10号において「尿検査」 という。)

 $(11) \sim (12)$ 「略]

2~3 [略]

(健康診断の費用)

第27条 法第66条第5項ただし書に該当す る職員及び前条第4項による健康診断を受 けない職員の健康診断に要する費用は、そ れぞれ当該職員において負担しなければな らない。

(那覇市消防衛生管理審議会の設置)

第50条 第40条第1項に規定する復職等の 可否に関することその他職員の健康管理に ついて必要な事項を審議するため、那覇市 消防衛生管理審議会(以下「審議会」とい う。)を置く。

(事務局等)

第62条 第49条の審議会及び第52条の委員 第62条 審議会、委員会及び安全衛生会議 会、第57条の安全衛生会議の事務局を総務 課に置く。

2 [略]

(適用の特例)

第64条 第14条第1号から第7号まで、第18 | 第64条 第14条第1号から第7号まで、第18 条及び第20条の規定は、臨時職員及び非 常勤職員についても準用する。

[別表第2 別記]

(8) 低比重リポ蛋白コレステロール(LD Lコレステロール)、高比重リポ蛋白コ レステロール(HDLコレステロール)及 び血清トリグリセライドの量の検査 (次項第8号において「血中脂質検査」 という。)

(9) 「略]

(10) 尿中の当及び蛋白の有無の検査 (次項第10号において「尿検査」とい う。)

 $(11) \sim (12)$ 「略]

2~3 [略]

(健康診断の費用)

第27条 法第66条第5項ただし書に該当す る職員及び第25条第4項による健康診断を 受けない職員の健康診断に要する費用は、 それぞれ当該職員において負担しなければ ならない。

(那覇市消防衛生管理審議会の設置)

第50条 第41条第1項に規定する復職等の 可否に関することその他職員の健康管理に ついて必要な事項を審議するため、那覇市 消防衛生管理審議会(以下「審議会」とい う。)を置く。

(事務局等)

の事務局を総務課に置く。

2 [略]

(適用の特例)

条及び第21条の規定は、臨時職員及び非 常勤職員についても準用する。

[別表第2 別記]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄 中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分 を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

- 3 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。) 及び改正部分に係るけい線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正 後部分」という。) 及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び 当該改正部分に係るけい線を削る。
- 4 表の改正規定において、改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部 分を当該改正後部分に改める。

付 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表2(第54条、第62条関係)

構成	所属	等	職名等
[略]			
[略]	[略]		
	[略]		
	[略]		[略]
	[略]	[略]	
		中央消防署	第1警備司令
			第2警備司令
			第3警備司令
		西消防署	第1警備司令
			第2警備司令
			第3警備司令
[略]			

[改正後 別記]

別表2(第54条、第62条関係)

構成		所属等	職名等
[略]			
[略]	[略]		
	[略]		
	[略]		[略]
	[略]		
		中央消防署消防係	司令
		西消防署消防係	司令
[略]	•		•

那覇市消防局訓令第2号

平成 31 年 2 月 12 日 公 表 済

那覇市消防吏員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 消 防 局 局長 島袋弘樹

那覇市消防吏員被服貸与規程の一部を改正する訓令

那覇市消防吏員被服貸与規程(平成11年消防本部訓令第1号)の一部を次のように改正す る。

改正前

(被服の着用期間)

- 第3条 被服の着用期間は次の各号に掲げ る区分に応じ、当該各号に定める期間と する。ただし、消防局長が必要があると 認めるときは、その期間を伸縮すること ができる。
 - (1) 夏服(半袖、夏帽) 4月1日から11 月30日まで
 - (2) 冬服(冬帽) 12月1日から3月31日 まで
 - <u>(3) 盛夏救急服 5月1日から10月31日</u> まで
 - (4) 冬救急服 11月1日から4月30日ま

(貸与品の貸与基準)

第4条 [略]

2 課長及び署長(以下「課等の長」という。) | 2 課長及び署長(以下「所属長」という。) は、所属吏員の貸与品の管理状況につい て、適宜検査することができる。

(被服の着用義務)

従事するときは常にこれを着用しなけれ ばならない。ただし、補修その他特別の 事情により着用できないときは、消防局 長に届け出なければならない。

(被服の返還)

第9条 [略]

2 課等の長は、職員が死亡退職又は病気等 により退職したことにより貸与品の返還 を受けたときは、貸与品を廃棄処分し、 その結果を貸与品処分通知書(第4号様

改正後

(被服の着用期間)

- 第3条 被服の着用期間は次の各号に掲げ る区分に応じ、当該各号に定める期間と する。ただし、消防局長が必要と認める ときは、その期間を伸縮することができ る。
 - (1) 夏服及び夏救急服 4月1日から11 月30日まで
 - (2) 冬服及び冬救急服 12月1日から3 月31日まで

(貸与品の貸与基準)

第4条 [略]

- は、所属吏員の貸与品の管理状況につい て、貸与品調査書(第1号様式)により適宜 調査することができる。
- 3 所属長は、前項の調査結果を集計し、貸 与品調査集計書(第2号様式)により総務 課長へ報告するものとする。

(被服の着用義務)

第7条 被服の貸与を受けた吏員は、職務に | 第7条 被服の貸与を受けた吏員は、職務に 従事するときは常にこれを着用しなけれ ばならない。ただし、補修その他特別の 事情により着用できないときは、被服の 着用についての届出書(第4号様式)によ り所属長に届け出なければならない。 (被服の返還)

第9条 「略]

2 <u>所属長は、吏員</u>が死亡退職又は病気等に より退職したことにより貸与品の返還を 受けたときは、貸与品を廃棄処分し、そ の結果を貸与品処分通知書(第5号様式)

式)により総務課長に報告しなければな らない。

3 [略]

(被服の亡失又はき損)

- により貸与を受けた被服を亡失し又はき 損した場合は、その原価に基づいて弁償 しなければならない。
- 2 吏員は貸与品を亡失し又はき損したと きは、速やかに課等の長に報告しなけれ ばならない。
- 3 課等の長は、前項の報告を受けたとき は、その事情を調査のうえ、貸与品亡失 (き損)通知書(第5号様式)により、総務課 長に報告しなければならない。

(長期休暇者等の取扱い)

- 第15条 年次有給休暇以外の休暇等により 長期間職務に服しない職員は、その期間 中における被服の貸与は行わないものと する。
- 2 前項の年次有給休暇以外の休暇等によ り長期間職務に服さない職員が職務に服 したときは、総務課長が別に定める基準 により貸与する。

により総務課長に報告しなければならな V10

3 [略]

(被服の亡失又は毀損)

- 第10条 吏員は自己の責めに帰すべき理由 | 第10条 吏員は自己の責めに帰すべき理由 により貸与を受けた被服を亡失し、又は 毀損した場合は、その原価に基づいて弁 償しなければならない。
 - 2 吏員は貸与品を亡失し、又は毀損したと きは、速やかに所属長に報告しなければ ならない。
 - 3 所属長は、前項の報告を受けたときは、 その事情を調査のうえ、貸与品亡失(毀 損)報告書(第6号様式)により総務課長に 報告しなければならない。

(長期休暇者等の取扱い)

- 第15条 年次有給休暇以外の休暇等により 長期間職務に服しない吏員は、その期間 中における被服の貸与は行わないものと する。
- 2 前項の年次有給休暇以外の休暇等によ り長期間職務に服さない吏員が職務に服 したときは、総務課長が別に定める基準 により貸与する。

(被服の目的外使用)

第16条 吏員は貸与品を職務外で使用する ときは、貸与品等目的外使用申請書(第7 号様式)により総務課長に申請し、許可を 得なければならない。

[別表 別記]

[第1号様式 別記]

「第2号様式 別記]

[第3号様式 別記]

「第4号様式 別記]

[第5号様式 別記]

[第6号様式 別記]

[第7号様式 別記]

[別表 別記]

[第1号様式 別記]

「第2号様式 別記]

[第3号様式 別記]

[第4号様式 別記]

[第5号様式 別記]

備考

1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄 中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分 を当該改正後部分に改める

- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 4 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以 下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全 部を当該改正後表に改める。
- 5 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の 様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該 改正様式の全部を当該改正後様式に改める。
- 6 改正後様式の表示に対応する改正前の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正後 様式を加える。

付 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表

貸与品及び貸与品消耗期間

類	番号	品名及び期間	類	番号	品名及び期間
A 全	1	冬帽・夏服 6年	A 全	17	編み上げ靴 1年
	2	略帽 1年	消	18	調査作業服 1年
1	3	冬服上下 8年	防	19	手 白手 4年
	4	夏服上下 2年	吏		袋 革手袋 1年
員	5	活動服上下 3年	員		ケブラー製手袋 2年
	6	ジャンパー 5年		20	ベルト 2年
	7	雨衣 3年		21	
	8	防火帽 10年		23	短靴 1年
	9	しころ 10年	B 救	1	救助服上衣 1年
	10	防火面体 10年	助	2	救助服ズボン 1年
	11	防火衣 10年	隊	3	救助服用ベルト 1年
			員		
	12	防火靴 10年	C 救	1	冬救急服上衣 1年
	13	保安帽 10年	急	2	冬救急服ズボン 1年
	14	ネクタイ 3年		3	盛夏救急服上衣 1年
	15	階級章 1年	員	4	盛夏救急服ズボン 1年
	16	活動服用ベルト 1年		5	救急服用ベルト 1年

備考 A類8番~13番については、き損時に随時貸与する。

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

貸与品及び貸与品消耗期間

類	番号		品	目	期間
	1	制帽			6年

	2	略帽	2年
	3	冬服上衣	8年
	4	冬服下衣、夏服上衣・下衣	2年
	5	夏服上衣・下衣	2年
	6	活動服上衣・ズボン	2年
A 消	7	ジャンパー	5年
	8	雨衣	3年
	9	防火帽	8年
防	10	しころ	8年
吏	11	防火衣	8年
員	12	防火靴	8年
	13	保安帽	5年
	14	ネクタイ	3年
	15	階級章	3年
	16	ベルト	2年
	17	活動服用ベルト	2年
	18	短靴	1年
	19	編み上げ靴	1年
	20	白手袋	4年
	21	作業用手袋	1年
	22	ケブラー製手袋	2年
B 救 助	1	救助服上衣・ズボン	1年
郊隊員	2	救助服用ベルト	2年
С	1	夏救急服上衣	1年
救急	2	冬救急服上衣	1年
湿隊	3	救急服ズボン	1年
員	4	救急服用ベルト	2年

備考 A類9番~13番については、毀損時に随時貸与する。

[改正前 別記]

第1号様式

貸与品調査書

所 属 階級 氏 名

	D DD	目	点	サイズ	数		品品	目	点	サイズ	数
			数		量				数		量
冬	帽					冬素	対急服_	上衣			
夏	帽					冬車	汝急服.	ズボン			
略	帽					盛夏	夏救急周	服上衣			
冬服	上衣					盛夏	夏救急周	服ズボン			
冬服	下衣					活動	助服用~	ベルト			
夏服	上衣					救馬	力服用~	ベルト			
夏服	下衣					救急	急服用。	ベルト			
活動	服上衣					保罗	と 帽				
活動	服ズボン	,				調金	全作業局	报			
ジャ	ンパー					短單	化				
雨	衣					編み	タ上げ	靴			
救助	服上衣					手	白	F			
救助	服ズボン	,					革手結	Ş			
ネク	タイ					袋	ケブラ	ラー手袋			
ベル	<u>۲</u>					合計	十点数				

[改正後 別記] 第1号様式(第4条関係)

貸 与 品 調 査 書

所 属 階 級 氏 名

品 目	サイズ	数量	品目	サイズ	数量
制帽			夏救急服上衣		
アポロ帽(メッシュ有)			冬救急服上衣		
冬服上衣			救急服ズボン		
冬服下衣			救急服用ベルト		
夏服上衣			救急服用白襟		
夏服下衣			救急服用肩章		
白手袋			ジャンパー		

ネクタイ	雨衣
ベルト	作業用手袋(白革)
活動服上衣	ケブラー手袋(警防)
活動服ズボン	ケブラー手袋(救助)
活動服用ベルト	短靴(従来)
救助服上衣	短靴(安全靴)
救助服ズボン	編み上げ靴(革)
救助服用ベルト	編み上げ靴(一部布)

[改正前 別記] 第2号様式

貸与品調査集計書

年度分

所 属 集計者氏名

	品	目	サイズ	数		品	目	サイズ	数		
				量					量		
冬	帽				冬排		二衣				
夏	帽				冬排		ベボン				
略	帽				盛』	夏救急用	足上衣				
冬月	服上衣						日ズボン				
冬月	冬服下衣					活動服用ベルト					
夏月	夏服上衣				救助服用ベルト						
夏月	B 下衣				救急	急服用~	ベルト				
活動	加服上衣				保領	保安帽					
活動	助服ズボン	/			調査作業服						
ジュ	ァンパー				短靴	鈋					
雨	衣				編	み上げ難	ít e				
救具	力服上衣				手	白 手	-				
救馬	力服ズボン	/			,	革手袋	<u></u>				
ネク	フタイ				袋	ケブラ					
ベノ	レト				合語	計点数					

備考 サイズが必要な貸与品については、サイズ別の内訳表を添付すること。

[改正後 別記]

第2号様式(第4条関係)

貸与品調查集計書

年度分

所 属 集計者氏名

品目	サイズ	数量	品 目	サイズ	数量
制帽			夏救急服上衣		
アポロ帽(メッシュ有)			冬救急服上衣		
冬服上衣			救急服ズボン		
冬服下衣			救急服用ベルト		
夏服上衣			救急服用白襟		
夏服下衣			救急服用肩章		
白手袋			ジャンパー		
ネクタイ			雨衣		
ベルト			作業用手袋(白革)		
活動服上衣			ケブラー手袋(警防)		
活動服ズボン			ケブラー手袋(救助)		
活動服用ベルト			短靴(従来)		
救助服上衣			短靴(安全靴)		
救助服ズボン			編み上げ靴(革)		
救助服用ベルト			編み上げ靴(一部布)		

備考 サイズが必要な貸与品については、サイズ別の内訳表を添付すること。

[改正前 別記]

第3号様式

被服請求書

所 属 階級 氏 名

E] 	目	点数	サイズ	数量	品	目	点数	サイズ	数量
冬	帽					冬救急服上	衣			

夏帽	冬救急服ズボン
略帽	盛夏救急服上衣
冬服上衣	盛夏救急服ズボ
冬服下衣	活動服用ベルト
夏服上衣	救助服用ベルト
夏服下衣	救急服用ベルト
活動服上衣	保安帽
活動服ズボン	調査作業服
ジャンパー	短靴
雨衣	編み上げ靴
救助服上衣	_手 白 手
救助服ズボン	革手袋
ネクタイ	袋 ケブラー手袋
ベルト	合計点数

[改正後 別記] 第3号様式(第5条関係)

被 服 請 求 書

所 属 階 級 氏 名

品	目	点数	サイズ	数量	品	E	点数	サイズ	数量
制帽					夏救急服	夏救急服上衣			
アポロ帽(メッ)シュ有)		$S \cdot M \cdot L \cdot LL$		冬救急服	上衣			
冬服上衣					救急服ズ	ボン			
冬服下衣					救急服用	ベルト		100 · 120	
夏服上衣					救急服用	白襟			
夏服下衣					救急服用	肩章			
白手袋			$S \cdot M \cdot L \cdot LL$		ジャンパ	Ĺ			
ネクタイ					雨 衣			$S \cdot M \cdot L \cdot LL \cdot 3L$	
ベルト			並・長尺		作業用手組	(革) (·	$S \cdot M \cdot L \cdot LL$	

活動服上衣		ケブラー手袋(警防)	$S \cdot M \cdot L \cdot LL$
活動服ズボン		ケブラー手袋(救助)	$S \cdot M \cdot L \cdot LL$
活動服用ベルト	90 • 100 • 110 • 120	短靴(従来)	cm
救助服上衣		短靴(安全靴)	cm
救助服ズボン		編み上げ靴(革)	сш
救助服用ベルト	90 • 100 • 110 • 120	編み上げ靴(一部布)	cm
バックプリント張替		合計ポイント	
ネームプレート		ロ町かイント	

[改正後 別記] 第4号様式(第7条関係)

年 月 日

課(署)長 様

届 出 者 所 属 階級・氏名

印

被服の着用についての届出書

みだしのことについて、職務に従事する際の被服の着用が、下記の事由により困難となりましたので、那覇市消防吏員被服貸与規程第7条に基づき届け出ます。

記

1 事 由

O #H PH	年	月	日()から	
2 期 間	年	月	日()までの間	
3 上記期間における 服制				

[改正前 別記]

第5号様式

											年	月	日
総務	課長	殿											
										所階氏	属 級 名		
			貸	与	묘	処	分	通	知	書			
病				名									
退	職	年	月	日									
処分	うした貸	で与品の	品目・舞	汝量									
備				考									

[改正後 別記]

第5号様式(第9条関係)

年 月 日

総務課長様

所 属 階級 氏 名

貸与品処分通知書

- 1. 返還年月日 年 月 日
- 2. 処分年月日 年 月 日
- 3. 処分した貸与品の品目・数量

品目	数量	ı	品	目	数量
	·		•		

4. 備考

[改正前 別記]

<u>第6号</u>様式

√∆ 75 2H	年	月	日
総務課長 殿			
所 属			
階級			
氏 名			
貸与品亡失(き損)通知書			
1 貸与品の種類及びサイズ			
2 貸与年月日			
3 亡失(き損)年月日			
4 き損の状況			
5 所属長の意見			
·			
備考 亡失については、理由書、証明書等を添付する。			

[改正後 別記]

第6号様式(第10条関係)

年 月 日

総務課長様

那 覇 市 公 報

所 属 階級 氏 名

貸与品亡失(毀損)報告書

1	貸与品の種類及びサイズ	
2	貸与年月日	年 月 日
3	亡失(毀損)年月日	年 月 日
4	毀損の状況	
5	所属長の意見	

備考 亡失については、理由書を添付する。

[改正後 別記] 第7号様式(第16条関係)

貸与品等目的外使用申請書

年 月 日

消防局総務課長 様

申請者 所 属 名 階級・氏名

印

貸与品及び備品等の目的外使用について下記のとおり申請します。

記

使 用 目 的						
使用場所						
使用期間	年	月 日()	時	分から	
	年	月 日()	時	分まで	
使用品名及で	沙数量					
公益性(具体	玄的に記入)					

以上のとおり許可する。

年 月 日

■所属決裁欄	課長	主幹	係員
許可してよろしいか。			

那覇市消防局訓令第3号 平成 31 年 2 月 8 日 表 済 公

那覇市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市消防局 局長 島 袋 弘 樹

那覇市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令

那覇市消防署の組織に関する規程(昭和47年消防本部訓令第1号)の一部を次のように改 正する。

改正前	改正後
(組織) 第2条 [略] (1)~(6) [略] 2 署に分署又は出張所を置き、その名称及	(組織) 第2条 [略] (1)~(6) [略] 2 「略]
び位置は、別表第1のとおりとする。 [別表第1 別記]	[別表第1 別記]

備考 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」とい う。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)があ る場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の那覇市消防署の組織に関する規程の規定は、 平成30年4月1日から適用する。

[改正前 別記]

別表第1(第2条関係)

名称	位置
中央消防署神原出張所	[略]
[略]	

[改正後 別記]

別表第1(第2条関係)

名称	位置
中央消防署神原分署	[略]
[略]	

2019 (平成31) 年3月1日